

令和7年 渡嘉敷村議会会議録

第1回臨時会（1月31日）	1日間
第2回定例会（3月5日～10日）	6日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和7年第1回臨時会（1月31日）

令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3 議案第1号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
日程第4 議案第2号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	5
日程第5 議案第3号	令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について	5
日程第6 議案第4号	令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について	7
日程第7 議案第5号	令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	8
日程第8 議案第6号	令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	9
日程第9 議案第7号	令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第5号）について	10

令和7年第2回定例会（3月5日）（1日目）

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会会期日程	13	
出席議員	14	
議事日程第1号	15	
日程第1	会議録署名議員の指名について	16
日程第2	会期の決定について	16
日程第3	議長諸般の報告	16
日程第4	村長行政報告	17
日程第5	施政方針	20
日程第6	一般質問について	31
日程第7 報告第1号	令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	75
日程第8 報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書（令和5年度実績）について	76
日程第9 議案第8号	渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について	77
日程第10 議案第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	78

日程第11	議案第10号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について	79
日程第12	議案第11号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例について	79
日程第13	議案第12号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例について	80
日程第14	議案第13号	令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）について	81

令和7年第2回定例会（3月6日）（2日目）

出席議員			83
議事日程第2号			84
日程第1		会議録署名議員の指名	85
日程第2	議案第14号	令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号） について	85
日程第3	議案第15号	令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号） について	88
日程第4	議案第16号	令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第4号）について	89
日程第5	議案第17号	令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号） について	90
日程第6	議案第18号	令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第5号） について	91
日程第7	議案第19号	令和7年度渡嘉敷村一般会計当初予算について	92
日程第8	議案第20号	令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について	95
日程第9	議案第21号	令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について	97
日程第10	議案第22号	令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算につい て	98
日程第11	議案第23号	令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について	99
日程第12	議案第24号	令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について	100
日程第13	発議第1号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例（刑法関連）について	101
日程第14	発議第2号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例（番号利用法関連）について	101
日程第15	発議第3号	日米地位協定の見直しに関する要望決議について	102
日程第16	発議第4号	沖縄の離島振興に関する要望決議について	104
日程第17		議員派遣の件について	105

令和7年

第1回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

1月31日

令和7年第1回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和7年1月31日
至 令和7年1月31日

月 日	曜 日	区 分	日 程
1 月 31 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号、議案第2号、議案第3号 議案第4号、議案第5号、議案第6号 議案第7号

令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会は
令和7年1月31日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員 6 名

会議録署名議員 4 番 金城涉議員 5 番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：1月31日（金曜日）午前10時32分

令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和7年1月31日（月） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第2号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第3号	令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について
第6	議案第4号	令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
第7	議案第5号	令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第8	議案第6号	令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
第9	議案第7号	令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第5号）について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番金城渉議員、5番新垣一史議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月31日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月31日の1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び沖縄県内市町村の職員の給与の状況等を考慮し、村職員の給与を改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年1月31日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第2号

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び他市町村の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、会計年度任用職員の給与を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年1月31日 提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第3号

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千328万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8千930万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

8ページ19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の詳細説明をお願いします。

○ 新垣立德民生課長

こちらですね、国の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用いたしまして、渡嘉敷村内に住基登録をしている、令和6年12月13日において住民登録されている中学生以下の児童に対して一人当たり1万5千円を給付する負担金を18節に盛り込んでおります。

○ 5番 新垣一史議員

これは地方創生交付金の残でまだできるということで、新たに設置したんだと思いますが、今日の臨時で通って、また通知して交付というのは年度内で間に合うのでしょうか。

○ 新垣立德民生課長

この後、要綱を制定いたしまして、2月、来週にはご家庭に通知を致しまして、申請の期限は3月3日までとしまして、3月の中旬には全員に支給できるよう、準備していきたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

2月に通知、3月の頭までに手続きということですが、通知から手続きまで多分1か月ぐらいあるかな、でも2月は短いですね、手続きに必要な書類とか、世帯数とかが分

かればちょっと聞きたい。ただ、この手続きに時間がかかって間に合わないとか、手続きに間に合わなかった人の受け皿とか、そういう対応とかもあるんですか。電話連絡とか、通知だけではなくて。

○ 新垣立德民生課長

今回の通知ですけれども、支給要件確認書というものを各世帯、今、計算しますと六十数世帯になるんですけれども、そちらに口座番号、役場で登録されている口座番号を記載してご家庭に配布して、それまでに特に変更がなければこの確認書は出さないでいいですよと、3月3日までに確認書を提出していただかなければ支給しますという条件付きで今回はやろうと思っています。

○ 當山清彦議長

他に質疑ありませんか。

○ 4番 金城渉議員

8ページの総務費、22番の地域おこし協力隊事業費、これ説明していただけますか。

○ 新垣聡総務課長

現在採用している、任用している地域おこし協力隊の方の改正分の給料の報酬の増額ということになっています。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城渉議員

後でこの8ページの地域おこし協力隊支援事業に関する詳細は後で観光産業課長のほうでご説明いただけるということで、お約束をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第4号

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7千78万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第5号

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千607万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第6号

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ764万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第7号

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算(第5号)について

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算(第5号)は、第2条から第4条に定めるところによる。

令和7年1月31日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

令和7年

第2回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

3月5日

令和7年第2回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期6日間

自 令和7年3月5日

至 令和7年3月10日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月5日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 施政方針 一般質問
3月6日	木	本会議	会議録署名議員の指名 報告第1号、報告第2号 議案第8号、議案第9号、議案第10号 議案第11号、議案第12号、議案第13号 議案第14号、議案第15号、議案第16号 議案第17号、議案第18号
3月10日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案第19号、議案第20号、議案第21号 議案第22号、議案第23号、議案第24号 発議第1号、発議第2号、発議第3号 発議第4号 議員派遣の件

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会は
令和7年3月5日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期6日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員6名

会議録署名議員 5番 新垣一史議員 1番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教育課長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民生課長	新 垣 立 徳
総務課長	新 垣 聡	船舶課長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：3月5日(水曜日)午後5時10分

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和7年3月5日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		施政方針
第6		一般質問について
第7	報告第1号	令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第8	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書（令和5年度実績）について
第9	議案第8号	渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について
第10	議案第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第10号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第11号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案第12号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第14	議案第13号	令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番新垣一史議員、1番與那嶺雅晴議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの6日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員から令和6年12月、令和7年1月、2月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和6年12月11日～令和7年3月4日

令和6年

12月11日(水) 令和6年第6回渡嘉敷村議会(12月)定例会(村議場)

12月17日(火) 例月出納検査 監査

12月20日(金) 那覇事務所監査 監査

令和7年

1月9日(木) 南部地区市町村議会議長会役員会・定例総会(自治会館) 議長
南部地区関係団体合同新年懇親会並びに第40回南部振興会 議長
表彰式・祝賀会(自治会館)

渡嘉敷村消防出初め式(漁協前広場) 全議員

1月11日(土) 二十歳の集い(村中央公民館) 全議員

1月15日(水) 例月出納検査 監査

1月23日(木) 村商工会主催 渡嘉敷村新春経済団体講演会・交流会 全議員

(村中央公民館)

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1月24日(金) | 沖縄県町村議会議長会臨時役員会(自治会館) | 議長 |
| 1月30日(木) | 渡嘉敷小学校職場体験受け入れ(村議会事務局) | 議長 |
| 1月31日(金) | 令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会(村議場) | |
| 2月1日(土) | 第16回とかしきマラソンボランティア参加 | 副議長、與那嶺議員
座間味議員、玉城議員、金城議員 |
| 2月12日(水) | 沖縄県介護保険広域連合議会運営委員会・全員協議会
(沖縄県介護保険広域連合) | 副議長 |
| 2月13日(木) | 南部広域市町村圏事務組合議会定例会(自治会館) | 議長 |
| | 沖縄県介護保険広域連合定例会(沖縄県介護保険広域連合) | 副議長 |
| 2月14日(金) | 南部広域行政組合議会定例会(南部総合福祉センター) | 議長 |
| 2月18日(火) | 例月出納検査 | 監査 |
| 2月19日(水) | 沖縄県町村議会議長会定例理事会・定期総会・懇親会(自治会館) | 議長 |
| 2月20日(木) | 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会・研修会(自治会館) | 全議員 |
| 2月21日(金) | 沖縄県町村議会議長会議員・事務局職員研修会
(読谷村文化センター) | 全議員 |
| 2月22日(土) | 阿波連小学校創立120周年記念式典・祝賀会(阿波連小学校体育館) | 全議員 |

以上

渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。それでは、令和6年12月11日から令和7年3月4日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。なお、朗読は省略いたしますが、議員各位におかれましては、渡嘉敷区の成年祝い、渡嘉敷村の消防出初め式、成人式、2月に行われました第16回とかしきマラソン、阿波連小学校の120周年記念式典祝賀会等、地域行事にご参加、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和7年3月5日

以上でございます。よろしくお願いたします。

行政報告書

(令和6年12月11日～令和7年3月4日)

- | | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 12/11(水) 10:00 | 令和6年第5回渡嘉敷村議会12月定例会 | 議場 |
| 12/15(日) | 桑江朝千夫沖縄市市長告別式 | 沖縄葬祭場 |
| | C G G 運動・美ら島美化清掃 | 村内 |

12/16(月)	10:00	那覇地方法務局戸籍課 高良戸籍係長、照屋法務事務官	村長室
		戸籍現地指導 村長表敬	
	11:30	琉球大学教育学部 小野寺学部長、三輪教授、山口連携推進担当	
		教諭、湧川事務長 村長表敬	村長室
	13:30	渡嘉敷村教育委員会と琉球大学教育学部の連携・協力に関する	
		協定調印式	庁舎 2 階大会議室
12/19(木)	13:30	沖縄電力 那覇支店長、牧港本店嶺井配電サービスマネージャ、他	
		村長表敬訪問	村長室
12/20(金)	13:30	新垣 春さん 百歳祝い訪問 (豊見城市:養生の里)	豊見城市
		新垣民生課長、神田主事 同行	
	15:30	学校給食費無償化支援事業市町村長説明会	沖縄県庁
	16:30	とまりん船舶チケット発券所同事業運営検討第 2 回幹事会	
		おきなわフィナンシャルグループ	
12/23(月)	13:30	陸上自衛隊 那覇駐屯基地 第51普通科連隊	村長表敬
		伊藤連隊長、他 3 人	
12/25(水)	9:30	阿波連小学校 離島フェア絵画コンクール表彰式	阿波連小
	11:20	渡嘉敷小中学校 離島フェア絵画コンクール表彰式	渡嘉敷小中学校
12/26(木)	9:30	環境省 鶴ヒヨドリ対策について 打合せ	村長室
		山岸、三井	
12/27(金)	13:30	御用納め	庁舎 2 階
12/31(火)	AM	マリンライナーとかしき、フェリーとかしき シュータビ	海上宮
令和 7 年			
1 / 2 (木)		渡嘉敷区合同成年祝い	
1 / 6 (月)	13:30	御用始め	
1 / 8 (水)	15:30	令和 7 年那覇港振興協議会新年祝賀名刺交換会	パシフィックホテル沖縄
1 / 9 (木)		J T B 沖縄 村長 表敬	
	11:00	令和 7 年渡嘉敷村消防出初式	
	18:00	令和 7 年南部地区関係団体合同新年会懇親会	自治会館 2 階
		第40回南部振興会表彰式・祝賀会	自治会館 2 階
1 / 10(金)	14:00	南部市町村会 第 3 回定例総会	自治会館 待別室
1 / 11(土)	12:00	令和 7 年 渡嘉敷村 二十歳の集い	村中央公民館
1 / 14(火)	14:30	令和 6 年度「第34回県民の警察官表彰」式典	自治会館
	16:00	有明自動車航送組合議会視察研修対応	船員会館
	17:15	令和 7 年市町村長 年始会	自治会館
1 / 16(木)	10:00	阿波連小学校 S D G , s キャンプキンザー 同行	キャンプキンザー

- 1 /17(金) 10:30 渡嘉敷村ダイビング協会 代表 佐藤氏 表敬 村長室
- 1 /17(金) 13:30 とかしきマラソンのぼり 寄贈式(シーフレンド・マリンビレッジ) 村長室
- 1 /18(土) 9:00 渡嘉敷村トリムマラソン太会・第46回渡嘉敷村駅伝競走 村内
- 1 /21(火) 13:30 南部広域行政組合「理事会」 南部総合福祉センター
- 1 /22(水) 14:00 チームけらま 村長表敬 村長室
- 17:30 渡嘉敷港港湾施設等整備に係る住民説明会 村中央公民館
- 1 /23(木) 10:00 唄まーい 棚原氏との打ち合わせ 慰霊際イベントについて 村長室
- 14:00 阿波連小学校 第43回創立記念校内駅伝大会 阿波連区内
- 17:30 第8回渡嘉敷村新春経済団体講演会及び交流会 村中央公民館
- 1 /24(金) 9:00 沖縄県商工会連合会会長 米須氏、専務理事 津波古氏 村長室
古波蔵 渡嘉敷村商工会会長、他 村長表敬
- 10:00 令和6年度第2回沖縄県介護保険広域連合会運営会議 リモート会議 村長室
- 13:30 渡嘉敷村観光大使 福本幸子氏 表敬訪問 村長室
- 1 /25(土) 10:00 衆議院議員 國場幸之助 令和7年新春の集い 自治会館
- 13:30 第61回沖縄青少年読書感想文・感想画コンクール表彰授賞式 琉球新報
- 15:00 J T B オリジナルイベント「第38回杜の舞い沖縄」
沖縄コンベンションセンター
- 1 /27(月) 10:00 沖縄銀行 高橋支店 宇地原支店長との会談 沖縄銀行高橋支店
- 1 /28(火) 13:30 沖縄振興会議 自治会館
- 14:30 沖縄振興市町村協議会 自治会館
- 沖縄県による離島支援事業等について 自治会館
- 1 /29(水) 16:30 令和6年12月5日 島外学習の実施報告 村長室
- N T T長浜氏、西表阿波連小学校校長、上間教務主任、他
- 1 /30(木) 10:00 エクセル航空 日高氏、川村社長 表敬 副村長対応
- 14:30 ごみ処理共同処理について 表明式 南風原クリーンセンター
那覇市 知念市長、南風原町 赤嶺町長 渡嘉敷村長
(新垣民生課長、阿部主任随行)
- 1 /31(金) 10:00 令和7年第1回渡嘉敷村議会臨時会 議場
- 2 /1(土) 第16回とかしきマラソン
- 2 /3(月) 10:00 令和6年度第2回南部広域市町村圏事務組合「理事会」 自治会館
- 14:00 南部離島町村長議長連絡協議会 定例会 自治会館
- 2 /6(木) 11:30 大同火災 マリン担当：上地氏/大城氏 表敬訪問 那覇事務所
- 14:20 沖縄県市町村職員互助会第3回「理事会」 自治会館
- 13:00 沖縄電力 常務:友寄氏 課長:久志氏 糸数氏3名での
表敬訪問 (副村長)

2/8(土)	10:30	近畿大学総合社会学部 インターンシップ研修学生への講話	
2/10(月)	14:00	令和6年度国民健康保険理事者等特別研修会	沖縄県立図書館
2/14(金)	10:00	新垣光枝氏、松原辰巳氏 絵本贈呈式 「エッコがっないだいのち」	村長室
2/14(金)	13:10	陸上自衛隊第15旅団指令部 51普通科連隊 上野連隊長、伊藤氏、他村長表敬 ※緊急患者空輸業務、不発弾処理業務について	村長室
2/15(土)		とかしき村文化祭(教育委員会)	中央公民館
2/17(月)	14:00	第102回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会	自治会館
	15:00	第146回沖縄県離島振興協議会定期総会	自治会館
	18:00	平良氏と土地相談	
2/18(火)	13:00	地域おこし功労表彰	自治会館
	14:00	第205回沖縄県町村会定期総会	自治会館
	15:35	第152回沖縄県土地開発公社理事会	自治会館
	16:25	沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会	自治会館
2/20(木)	14:00	沖縄県土地改良事業団体連合会通常総会 沖縄県土地改良事業団体連合会	
2/22(土)	12:00	渡嘉敷村立阿波連小学校創立120周年記念式典・祝賀会	阿波連小学校
2/24(月)	19:40	沖縄環太平洋国際映画祭 村観光大使「福本幸子」氏 ドキュメンタリー映画	桜坂劇場
	16:00	観光協会 アニメ上映会(教育長対応)	中央公民館
2/26(火)	11:00	沖縄市町村職員互助会役員会・定期総会 講演会 パシフィックホテル沖縄	
2/27(木)	13:30	一般社団法人教育振興会 加納代表理事、他3人表敬	村長室
	16:00	渡嘉敷小学校1年 内田瑛心君 読書感想文表彰報告	村長室
	18:30	渡嘉敷小学校創立140周年記念事業期成会総会	渡小中体育館
2/28(金)	14:00	おきなわフィナンシャルグループ・沖縄電力・沖縄セルラー 企業版ふるさと納税寄付金贈呈式・取組報告会・意見交換会・懇親会	沖縄銀行本店
3/2(日)	14:00	那覇港新港ふ頭地区ふ頭再編整備事業着工式(沖縄総合事務局) パシフィックホテル沖縄	

以上

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、村長の施政方針を行います。

○ 新里武広村長

改めまして、おはようございます。

施政方針

1) はじめに

令和7年渡嘉敷村議会3月定例会の開会、令和7年度の当初予算案などの議案審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和4年11月に村長に就任してから2年3か月余り、村民の福祉の向上、安全・安心を第一にいろいろな課題に向き合って参りました。村民や事業者の皆様、議員各位はもちろんのこと、村内の関係団体・機関、沖縄県や国のお力添えに心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 行財政運営について

行財政運営においては、「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を継続して進めてまいります。

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和5年度）となっており、県平均の0.38を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。財源が限られる中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために継続して組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財政運営の推進については、PDCA（事業の評価）を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに、村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづくりと、新たに課（産業振興課：仮称）の設置に向け継続して取り組み健全で開かれた村政運営に努めてまいります。

3) 人材確保と育成について

職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実などをすすめるとともに、人事評価シートを活用し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

の推進に向け、継続して自治体DXを推進し庁内業務の効率化、省力化に努めて参ります。自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えていくため、一昨年度から村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループから派遣して頂いている専門的人材の活用を継続するとともに、新たに民間企業からの外部登用による人材確保、大学等のインターンシップ研修等を積極的に受け入れ、関係人口の構築を継続して参ります。

4) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、沖縄県において、令和4年5月に新たな「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」が策定され、令和4年度から令和13年度までの10年計画がスタートしており、SDGsを取り入れた社会・経済・環境を基軸とした施策を展開し、沖縄振興に資する事業に取り組む内容となっています。村においても、同計画に基づき、地域の振興に資する事業を実施してまいります。令和7年度については、引き続き沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する事業として「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」「小学校学習支援員配置事業」など10事業を継続し新規に「教育相談支援事業」「ICT教育支援事業」を実施してまいります。

5) 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

国の直轄事業として平成29年3月に制定されました「沖縄離島活性化推進事業費補助金」については、同補助金を令和4年度から活用し、令和5年度に高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」で、4棟の住宅整備を完了しております。また、7年度においては、本村を卒業し進学する生徒を対象に「渡嘉敷村十五の春応援事業」「渡嘉敷村高校生健康維持支援事業」を実施し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

6) 令和7年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、4人に1人が75歳以上という超高齢者社会が到来することが予想され、介護を必要とする要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられますが介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっており大きな課題に直面しております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまい

ります。取り組みとしては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのデイサービスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいがづくりやコミュニティ活動を支援してまいります。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第7期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

(3) 妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成と宿泊費の上限7,500円の助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て応援給付金を継続実施し、中学生までを対象に行っておりましたこども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続し、新たに島外の高等学校へ進学する生徒を対象に、心身の健康維持を図り保護者の負担軽減を目的に医療費の自己負担相当額の支援を行います。

また、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」を実施し、安心・安全な子育て環境を整えてまいります。

こども子育て支援については、「第3期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもの健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加、人材育成の為の奨学金制度についても調査研究し「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供できるよう取り組んで参ります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみ

つきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」の機能を整え、出産・育児等の見通しを立てるため、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実させるとともに、体制の強化を図ります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につながるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携し小児医療体制の充実強化を図ってまいります。予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年度から「島外での通院及び入院に係る通院費の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃及び宿泊費の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一か月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営については、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。

昨今は新型コロナウイルスの影響もなく経営状況も好転しつつあることから、経費節減に取り組み健全な経営が営めるよう、国や県にご指導と支援を求めながら運営に取り組んでまいります。

費用において大きなウェイトを占める船舶燃料に当たっては、一般競争入札による調達を継続し経費節減に努め、収益については夏季繁忙期の天候に左右されますが、インバウンドの回復により旅客運賃の増収が期待されますが、物価高騰に伴う燃料単価及びドック修繕費用等の高騰、円安等により厳しい運営状況が続いています。

そのため今後も引き続き、例年繁忙期に行っていた高速船の3便運航を、ゴールデンウィーク期間中の3便運航、7月・8月・9月においては、週末のみ3便運航を実施し、航海速度を抑えることにより燃料費の削減に努めます。また、運賃改定や更なる運航形態の見直しも視野に入れ経費抑制と増収に継続して取り組んで参ります。

船舶のドック期間中においては、代船を運航し、利用者の皆様には、ご理解とご協力を頂いておりますが、更なる利便性向上が図れないか隣村とも協議協力し運航形態についても取り組んで参ります。

本村の脆弱な財政基盤においては、その財源確保に苦慮しているところでありますが、今後の社会情勢を考慮しつつ船舶の維持管理延命向上に努め、「フェリー」の新造時期についても検討を図ってまいります。

今後とも安定的かつ効率的な運航形態を維持することができるよう航路運営のため努力してまいりますので、村民のご理解とご協力をお願い致します。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、引き続き支援策を講じてまいります。

(3) 通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、維持に多額の費用が必要であることから、可燃ゴミにおきましては、委託業務の計画をしておりました「那覇・南風原クリーンセンター」での焼却処理を那覇市、南風原町より承諾していただくことができました。これにより、財政状況も

負担軽減できるものと考えております。今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

滞留していた廃家電の処理については、一般財団法人 家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状でありました。

このような状況の中、沖縄県並びに県企業局においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んで頂き、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められ、令和6年9月、必要な施設整備が完了したことにより、高度な浄水技術をもって村全域へより安全で安心な良質な水の供給を実現することができました。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施することとし、令和5年度において渡嘉志久地区の給水管布設工事、令和6年度に、入札不調で実施出来なかった令和5年度実施予定分の阿波連地区の布設工事、及び令和6年度分布設工事を現在実施しており、今後、渡嘉敷地区の送配水管の布設工事を順次実施して参ります。

また、令和6年度より簡易水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたしました。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりましたので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に引き続き取り組んでまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から31年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づき、令和7年度は阿波連浄化センター改築工事「電気工事」、阿波連浄化センタースクリーンかす設備改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、令和6年度より簡易水道事業とともに下水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和7年度に渡嘉敷区に2階建て4戸の建設に向け沖縄県と協議して参ります。なお、既存の公営住宅については、老朽化に伴う修繕には多額の費用を要しており計画的に修繕を行い快適な住居空間の確保に努めて参ります。

今後も本村にとっては住宅不足が課題となっていることから民間事業者からのリース借り入れ、推進補助金を活用した新たな多用途住宅、移住定住促進住宅の建設に向け取り組んでまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

令和5年度に防災体制強化事業を実施し機能強化、6年度はスピーカーや個別受信機の機能強化を図り防災体制の向上に努めました。また昨年度は、渡嘉敷区で自主防災組織が設立され阿波連区においても設立にむけ取り組みが始まっております。村としては今年初めに「渡嘉敷村防災用品購入助成金交付要綱」を制定し、村民の防災意識の向上を図っております。今後も安心・安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

(6) 空き地、空き家の環境整備と活用について

村内においては、子どもたちが安心・安全に遊べる公園整備を望む声が多くありました。しかし用地の確保が出来ず整備することが出来ませんでした。7年度は企業版ふるさと納税を活用した事業を新たに推進し、「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に沿って子育て支援の環境づくりの一環として公園整備を行ってまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

島への入域客数は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が令和5年5月に5類相当

に引き下げられたことにより平成29年のピーク時に迫るほど回復してきております。

村としては、現在策定中の「第2次渡嘉敷村観光振興計画」を基本として、観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、国立公園等を活用した本村らしいブランドの構築等の差別化などを見据えた取り組みを行ってまいります。

令和7年度においても、一括交付金を活用し商工会等と連携した新たな観光ニーズに対応するため、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化、宿泊を伴うメニューの検討などを図ってまいります。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ツールを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのことです。

自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム推進協議会の活動を促してまいります。

また、令和8年度に沖縄県が新たに導入を目指している観光目的税いわゆる宿泊税の用途についても検討を重ねてまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続してまいります。また、土地改良施設維持管理適正化事業費補助金や一括交付金を活用し土地改良実施農地周辺の環境整備を行って参ります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、村産業展示会や観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罠の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノシシの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和7年度以降も協力して取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和7年度は漁港内の浮棧橋の補修等を予定しております。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

今後は、老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、国・県の支援を受けながら協議して進めていきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

(4) 林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

5. 生活基盤の整備

(1) 村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業については、令和6年度完了予定で取り組んでまいりましたが、入札不調により完了できませんでした。引き続き令和7年度の開通に向けて取り組んでまいります。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的に実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

(2) 港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行って令和7年1月22日に住民向けの「渡嘉敷港波除提設置説明会」を行いました。今後は沖縄県、国への要望要請等、協議を重ね、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け継続して進めてまいります。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、治水防災の観点から河床の土砂撤去、護岸の嵩上げ等を沖縄県に引き続き強く要望、働きかけを行ってまいります。

6. 教育行政について

「一人ひとりが多様な幸せと社会全体の幸せ (well-being) の実現」を目指し、Society5.

0（ソサエティ5.0）で活躍する主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、倫理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成に取り組んで参ります。

学習環境において、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて引き続き取り組んでいくと共に、基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続支援してまいります。

また、将来の関係人口の増加や児童・生徒数の維持にも繋がる民間事業者による「島体験留学」、大学等におけるインターンシップ研修についても、受け入れを拡大し、さらに琉球大学教育学部との連携・協力により教職員の育成及び人材確保及び人口減少対策としての移住定住に向け積極的に取り組んでいくと同時に教育の質の向上等に繋げることができるよう支援してまいります。

村立中学校を卒業し、島育ちの対象となる高校生に対し、沖縄離島活性化推進事業を活用した「十五の春応援事業」による進学準備の支援や、高校進学のために島外で通学及び居住することになる高校生保護者への修学支援を推進して参ります。

高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けては、離島・過疎地域振興に関する要望事項とし、村単独要望ではなく、南部離島7町村での共通の課題として引き続き沖縄県に要望するとともに、企業版ふるさと納税を活用した事業を新たに推進し、「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に沿った「渡嘉敷村給付型奨学金給付事業」を創設し、自ら学ぶ意欲を持ち知識と教養のある人、地域に愛着と誇りを持ち、郷土愛あふれる人づくりを推進し、将来Uターンしようと思う人材育成に繋げていくとともに、保護者の経済的負担軽減に向けて取り組んでまいります。

社会教育においては、引き続き公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル等の各団体の活性化の促進を図り、村民の豊かな文化活動を支援してまいります。また村民のニーズに即した講座や教室等の充実を図ることで、多様な“学び”が得られる学習サービスを推進し「むらづくり・人づくりに活かすと共に持続可能な生涯学習社会の実現のために、渡嘉敷村文化祭の継続・発展と、国立沖縄青少年交流の家との連携強化を図ってまいります。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるよう村内人材を活用した平和教育を継続するとともに、平和を守る活動を渡嘉敷島から発信できるよう取り組んでいき、伝統文化の継承発展及び文化芸術の振興発展に向けて「渡嘉敷村文化協会」の設立を目指し、特色ある文化が活力と魅力あふれる地域づくりに繋がっていけるよう取り組んでまいります。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努め幼稚園の完全給食実施についても、

引き続き実施に向けて取り組んでまいります。また、令和7年度より幼稚園、小学生、中学生の給食費の完全無償化を実施いたします。

なお、財源については、中学生は沖縄県が給食費を半額補助する無償化計画を活用、残りの半額を村が負担し、幼稚園、小学生についても村が独自で財源を確保し実施いたします。

教育行政は学校教育のみならず、教育の基本三本柱（学校教育・社会教育・家庭教育）の充実により幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携のもと、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保し教育行政を推進してまいります。

7) 提出議案及び予算について

令和7年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する令和7年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおりの

一般会計において 17億2,419万6千円

特別会計においては 10億4,493万6千円

総額は、27億6,913万2千円となっております。

提案しております予算の執行に当たっては、「PDCAシート」等の活用反映及び変化する社会経済情勢や村民のニーズを捉えて的確に対応するとの基本的考え方により「最小の経費で最大の効果」を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、村民の命と暮らしを守り、村経済の発展と、安全・安心な地域社会の構築、島の自然と歴史、伝統文化の発展と住民福祉と生活の向上などの課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。

ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針と致します。

令和7年3月5日 渡嘉敷村長 新里 武広

ご清聴ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これにて施政方針を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第6、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。

順次発言を許します。

はじめに、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ 5番 新垣一史議員

皆さん、おはようございます。早速ですが通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。まず最初に、空き家・空き地対策について伺います。昨年3月定例議会でも質問しましたが、現在どのような対策がなされているか、進展はあったか伺います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。この質問については担当課が総務課と民生課またがりですので、両課長のほうから説明させていただきます。

○ 新垣聡総務課長

新垣議員の3月からの継続の質問ということですが、3月にお答えしたときには、空き地の転売や仲介についてというお話があったと思うんですけども、その件に関しましては現在の段階では進展はございません。村として考えているのは、優先順位として移住者用や多用途住宅の建設が先と考えております。そのために用地の確保等を積極的に進めているところでございます。また、空き地につきましては、取得した空き地等につきましては、先ほどの施政方針でも村長が述べましたが、企業版ふるさと応援寄付金を活用し、公園整備を令和7年度に計画しております。

○ 5番 新垣一史議員

3月去年に質問したときに一番やってほしいと思っていた空き家バンクのような仲介をするというかたちに進展がないというのがちょっと残念で、今、優先的に進めているのが移住者用の移住・定住の住宅建設と、この間の阿波連小学校の120周年記念でも子どもたちが研究発表していましたけど、公園の建設を優先しているということなんですけど、まず住宅建設で用地確保しても予算が大きな予算になるし、入札不調も結構多い、なかなか進まないですね。公園建設も、公園に関しても以前質問しましたけれども、宅地をわざわざ利用しなくてもできるのかな。宅地の空き家・空き地の対策として以前に自分も公園の話は出したことありますけど、優先順位として今、住宅を必要としている人が多い、3月にも言いましたけれども。その中でちょっと優先順位が違うのかなと。この仲介業で住むところが増えれば、結局その住宅を修繕したりとか、購入したりは個人の方がお金をつかうので、村の財源から出ることはないですね、その間に入るというかたちなので。これは第5次総合計画にも書いているので、所有者と借家希望者をマッチングする仕組みづくり。前回の村長の答弁でも産業振興課をつくり、空き家・空き地対策担当を置いて問題解決につなげる構想があると。

村長にお聞きするんですけど、その課を、今の観光産業課を分けてということだとは思いますが、産業振興課をつくって担当課を置くというのに関してはなにか進展とか、目処が立ってるとかはありますか。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。当初は令和6年度から調査研究をして、令和7年度に

課の設置ということで計画は進めておりましたが、今の観光産業課、数名休職されるということもありまして、新たに7年度から研究して次年度、1年ほどちょっとずらして設置していこうというふうな構想をもっております。

あと、新垣議員がお話しておりました渡嘉敷村役場のほうが仲介してという土地の件については、先ほど総務課長のほうでお話はされていましたが、答弁しましたけど、全く接触しているわけではなくて、接触している状況ではあるんですが、なかなかきちっとした回答がもらえてないということでございます。今2件ほど接触しているところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

今言っていた接触というのは、地権者の方に土地を貸してくださいとか、売ってくださいということなんですか。自分をお願いしたいのは、仲介して住宅として貸してもらえるのか、販売してもらえるのか、という部分で今、さっきの話に戻りますけど、優先順位が移住者用の住宅とか公園建設だと、個人の方が買ったり借りたりという方向にはいかなのかなというのがあるって、接触というのはどういったかたちでしているのか教えてください。

○ 新里武広村長

以前の質問にもお答えいたしましたけど、個人には貸さないよと、売らないよという方が以前いますというお話はさせていただきました。その方に今現在渡嘉敷に住んでいて、住宅がほしいけど土地もないという方が数名いらっしゃるんですよ。その情報をもとにそういう地権者の方と話をできないかということで今お話の初期段階で進めているところもあります。

先ほど課の設置をすることによってそういった作業、事務的な作業は進められるものだと思いますので、早めにそういったバンクといいますか、そういったのを担当する課、係を配置できればというふうに思っております。いずれにしてもなかなか土地、村もそうですけど土地購入にあたっては、これまでの地権者が管理している人と、地権者の名義が違ったりとかして、売りたいけど売れないと、貸したくても貸せないというのが現状です。ですので、できるだけ土地の取得については、これは私の時代ではなくてずっと前の時代から村有地、土地の取得については一生懸命努力をなさっていたところではあるんですけど、なかなかそれも進んでいない状況でした。この2、3年でだいぶそれは進んだのかなと。確保できない土地も確保できたので、新たに計画が立てられるのかなというふうに思っており、その中でも個人が住宅を建てたいという方が新たにニーズとして上がってきておりますので、できるだけ対応できるように進めてまいればというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

村長がおっしゃるように個人に貸したくない、貸せられない、売れないという方もやっ

ぱりいらっしゃって、そういうところにはやはり役場が入って移住者用住宅とかあるんですけれども、今2件接触しているということだったんですが、空き家バンク担当を置けば役場のほうで広く、仲介しますので情報をください、協力くださいということがうたえると思うんですよ。今、新しい課を設置すれば、それができる。じゃあ新しい課を設置するまではできないのかという、次の質問で人材確保の話もしますけれど、結局人員がいなくて課の設置もずっとできない。この問題が解決しないというふうになりますよね。なので課の設置とはまた別で、この空き家バンク等の仲介というのを可能かどうかというのを村長の見解を教えてください。

○ 新里武広村長

この件についてはですね、タイミング的に今年に入ってから、そういったお話が出てきましたものですから、進めてまいればなというふうに思っております。課を設置することによって担当課を置いて事務を進めていくことがとても大事だと思っておりますし、これまで職員の配置からすると人手不足というのが議員もご存じのとおりだと思います。それをスムーズに進めるために、まず職員の確保が大事だと思っておりますが、この件については私も土地係等もいますので、並行して進めていながら新しい課が設置することによって担当者を置いて、もっと更に進めていければというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

では担当課を設置する前から進めていくというかたちで回答をいただけてよかったです。なんでここまでというか、急かすような感じで質問していますけれど、やっぱり人口なんですよ。昨日、僕いま班長しているので広報を配りましたけれど、昨日の広報の表紙に書かれている人口、1月末現在で663人。昨日、役場のほうにも確認のために問い合わせをしたら、2月末の数字ですか、3月3日に作成というのが、643人、たった1か月で20人減っているんですよ。この数字の確認もしたいんですけど、この1か月で、世帯数にすると世帯数も19世帯ですか減っている。そんなに減ったのかなというのがあるって、その確認もしたいのと。

第5次総合計画で令和14年度の目標人口、総合計画をつくったときの人口は約720人をキープするという目標を大きく下回っているんですよ、現状で。これだけ減るとなかなか回復難しいのかなと。なので対策も後々になるより早めにしていかないとけないのかなと思うんですけど、この数字の人数の確認と、村長の見解を伺いたいです。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新垣立德民生課長

先ほどの人口の減少なんですよけれども、細かい数字が今のところ手元がないので後ほど詳細のほうはお教えしたいと思います。お願いします。

○ 新里武広村長

議員がおっしゃっていたとおり、目標が720名で大幅に60名ほど人口が減っているというところでございますが、その中には外国人の方もいたりとかしました。それがもしかしたら数字に入っていないのかなど。しかしこれは横に置いといて、とりあえずそこに移住、あるいは今住んでいる方が定住するなんらかの工夫はしていかないと考えております。そのために住居の確保であったり、あるいは家はつくりたくても土地がないという方々がこの渡嘉敷島で住み続けられる環境づくりに力を入れていかなければいけないのかなというふうに考えております。

ただ人口減少、だいたい今月少なくなっているんですけど、バイトが終わってちょっと戻られる方が少し多いかなというふうなこともあります。夏場シーズンは渡嘉敷のほうで仕事をして、シーズンが終わると地元に戻ったり、あるいはダイバーをしながら冬場はスキーのインストラクター等をやっている方もいらっしゃるようですので、そのへんが影響しているのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても住むところ等が確保できれば、移住・定住につながるのかなというふうに思っており、これは渡嘉敷だけではなくて離島においては大きな課題なのかなというふうなことでありますので、当然私たち南部の離島7町村の首長の皆さんも同じ意見でもって、住宅の確保が一番人口減少に大きな影響を与えているんですよということは国のほうにも声をあげて言っておりますので、なんらかのかたちで国も施策等を考えてくるのかなというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

冬場のスタッフが少なくなったのでというのも多少はあるかと思うんですけども、20年の720名からこの5年間でここまで減っているのはやっぱり移住者はいると思うんですよ、今おっしゃったみたいに夏場に来てそのまま長く続けてくれるとか。ただ定住する環境がないので出てしまう。高齢の方たちが治療だったり入院だったり、施設に入ったり、出たり、お亡くなりになられたりして減少して行って、だから定住する、さっき村長がおっしゃっていたように住宅を確保して定住ができる環境づくりというのを早急に進めていかないと人口減少はなかなか止まらないと思うので、これからもこの質問に関してはまた続けて質問していきますので、またどういった対策をとられているかとか、早急に対策をしていただいて、また聞きたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。村職員の確保について伺います。先ほどの質問でもちょっと触れましたけれど、やっぱり人材不足というのがいろいろな質問、答弁にも出てきますが、本村含め近隣離島でも職員不足が問題となっておりますが、現状どの様な対策を行っているか、村独自の対策も行っているか伺います。

○ 新里武広村長

これまで職員の確保については、結構、行政としても苦慮しているところでございます。特に資格者等の確保についてはかなり厳しい状況でございました。しかし離島活性化事業

補助金等を活用した資格者向けの住宅をつくるという補助制度がありまして、幸い保育士等、幼稚園教諭等についてはまだ完璧ではないんですけれど、ある程度は確保し、子育て支援にも大いに役立てて、待機児童等もだいぶ減ったのかなというふうに思っております。

職員の確保については昨今、この1月の新聞に大きく取り上げられました渡名喜村のケース、あるいは各離島のケースがいろいろ新聞に出ておりますが、幸い渡嘉敷村においては去年まで、この間調査があった時点では5人ほど不足しておりましたが、令和7年度に向けての職員の確保、採用試験等をやった結果、なんとか1人を除いて確保することができていると。これは条例定数ですね、そういったことで、令和7年度からは職員がある程度配置できるのかなというふうに思っております。

村としての対策としては、まず広域で試験をやっておりますので、そこで1人確保することができました。あとは村独自の職員が今度2人確保することができております。ただ本職員と会計年度任用職員もいますので、トータルで100名余りいますので、そういった人材の確保は、これからも継続して確保に向けて取り組んでまいります。

その一環として、先ほど施政方針でも述べましたが、特に渡嘉敷島を知ってもらおうということがとても大事ですので、例えば幼稚園や保育所の資格者である方についてはワンホリの制度をつかって1月間こちらのほうで幼稚園、あるいは保育所で実習して、その方が島で働きたいという方を採用に向けて取り組んでいたり、あとは大学等のインターンシップを積極的に受け入れるという話もいたしました。幸い3年前からインターンシップを受け入れまして、去年インターンシップに来た大学の学生が広域のほうに試験を受けまして、その方も1人確保できましたので、そういった効果が出るんならということに改めて認識できましたので、継続してまいればと。島をどれぐらいアピールする、PRするかによって全国にいる離島で働きたい方に当たればというふうに思っております。今後も継続してこの制度等についてはやってまいりたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

村が講じている対策のかたちにはなってきたということではよかったんですけど、ちょっと伺いたいののが、先ほど1月のタイムスの記事にもあった定数71人に対して5名不足ということで、村のほうは職員の負担は増えているけれども新規事業ができていないとかそういったことではないという回答が新聞に載っていたんですが、1月11日のタイムスですね。その時に5名不足、先ほど村長もおっしゃっていましたがけれども、共同採用試験で1人、村独自の採用試験で2人、村長の答弁では1人以外は補充できたというかたちの答弁だったと思うんですけど、今、共同試験で1人、独自の試験で2人となると3名なので2名足りないというかたちになると思うんですけども、お願いします。

○ 新垣聡総務課長

補足で答弁させていただきます。先ほど村長は共同採用試験で1名、単独で2名というふうに答弁しましたけれども、それは一般行政職の数でありまして、海事職、船員ですね、

船員も2名今回単独の試験で採用しておりますので、その海事職の1名が今のところ足りていないという現状であります。

○ 5番 新垣一史議員

一般行政職のほうは1人足りないとか、海事が1人足りないという状況で、定数に対して行政職のほうは足りている、一減、すみません、一般職に関しては定数に達しているということよろしいですか。

○ 新里武広村長

はい、そのとおりでございます。

○ 5番 新垣一史議員

定数に達しているということで、ここからは職員の一人一人の負担も改善されていくのかなと思うんですが、ただ、今業務が多岐に渡ったり、業務量が増えているので、やはり職員の負担量も大変だと思うんです。やはり条例改正しないと職員数を増やすというのは難しい、できないので、条例改正も見据えてさらに会計年度任用職員だったり、地域おこし協力隊だったりを活用して職員を増やして行ってほしいなと思うのが、まず村のほうでちょっと伺いたいのは、村出身の子どもたち、進学された子どもたちとか、島外に出た子どもたち、高校卒業とか大学、専門学校卒業の子たちに島のほうで働いてみませんかとか、そういった声かけとかをやったことがあるかどうかをちょっと聞きたいんですけれど。

○ 新里武広村長

村の出身の子たちにはお話はさせております。特に船員、中学校の頃からいろいろお話をさせていただいて、結構、沖縄水産高校の進学が増えている中で、しかしながらなかなか水産高校を出て資格を取って、フェリーに乗るか、ライナーに乗るかとなると、どうしてもそれまでに民間のほうを経験したいから民間に行ってみますという子たちが結構いて、民間に行くとか給与の面でだいぶ開きがあるということで、そこでもう少し頑張りたいというふうなことがあります。

あとは、さっき施政方針で述べましたとおり、教育委員会の事業、主管は教育委員会になるんですけど、企業版ふるさと納税を活用して、ぜひ渡嘉敷のほうに将来Uターンしていただけるような施策を令和7年度から取り組んでいこうということでございます。この中に行政職も含め保育士であったり幼稚園教諭を目指してもらえる子が出るように、村としても来年、再来年のことではなくて5年、10年先のことを見据えたかたちで取り組まなければ遅いのかなというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

そういったこともしていただいているということなのでよかったです。ただ、やっぱり帰ってきてもらうために、今回の質問には入っていないですけど職場環境の改善、そういったものも必要だと思うので、そこにも取り組んでいただきたいと思います。

あと、ちょっと確認で質問なんですけど、2点確認で質問したいのが、共同採用試験です

ね、村独自の試験もあるということなので、かもしれませんが、一緒に試験を行っている座間味村は募集8名、渡名喜、与那国、伊平屋5名、多いところはそれぐらい募集しているんですけど、渡嘉敷に関しては1名、5名足りていない状況の中で1名募集。これは少ないのかなと思うのと、もう1点、先日まで貼り出されていた会計年度任用職員の受付期間、募集受付期間は明記されているんですけど、役場からの採用発表がいつというのが明記されていなかったもので、仕事を探している人は、もしここが駄目だったら次の仕事も探さないといけないということもあるので、なぜそれが明記されていないのかなという、この2点をちょっと伺いたいです。

○ 新垣聡総務課長

ホームページ等村の掲示板で公表しておりますけれど、採用者に対しましてはその日に郵送で直接採用の内定の通知を送っております。台帳に記載する1年間待機ということでもありますけれども、その方に対しましても2次試験までは合格ですが7年度の任用はないですということでの通知を行っております。受験者に対しましては、それが分かるようにやっております。

○ 5番 新垣一史議員

課長、会計年度のほうです。

○ 新垣聡総務課長

申し訳ございません。会計年度任用職員につきましても、決裁が終わり次第、本人に対して通知を行っている最中でございます。ただ職場が変わっていたり、新規に申し込んできた方に対しましては業務内容等の説明がありまして、面接を行ってから任用の内定ということになりますので少し時間がかかっている状況でございます。継続の方につきましては既に発送を終えております。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新垣聡総務課長

その数字を出している募集をかけたときには、定数に対しての不足人員の募集をかけておりまして、その時1名が足りなかったということでもあります。

○ 5番 新垣一史議員

共同採用試験の当時1名減というかたちだったということは、それから5名減になるまで今年度だけで、共同採用試験なんですけれど、これだけ人が辞めたということですか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新垣聡総務課長

先ほどの5人不足という数字に関しましては、会計年度任用職員のフルタイム足りていない係に補っている職員ですね、会計年度で採用している職員の数を含めた数になっておりまして、共同採用試験で募集している数としてはそれ以外の足りていない1名、会計年度でも補えていない1名について募集をしていたところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

分かりました。共同採用試験の定員については分かりました。先ほど答弁いただいた会計年度任用職員の採用通知ですね、ちょっとお話しした方に聞くと、いや連絡ないから駄目だったんじゃないかなみたいな感じだったんですね。なので通知は決まり次第通知は出していますは分かるんですが、いつまでにか、いつ通知します合否って言ってもらえないと仕事探せないですよ。そこは改善していただきたいです。

あとはやっぱり、今回は採用試験で入ってきていただいて、人員もなんとか定数に達しているということなんですけれども、海事職以外は。やっぱり職場環境を改善しないと、休まれている方だったりとか、休んだりする方だったりとか、辞められるというのも続いていくと思うので、人材確保という意味では採用、募集もそうですけれども、職場環境の改善も今後も整えていっていただいて、職場環境がよくなないと根本改善はできないと思うので、根本改善してからこういったことにも人材確保のほうも積極的に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。高齢者福祉について伺います。現在の高齢者福祉センターの職員数、介護職の方ですね、どのようなサービスが、介護職の方の人数とどのようなサービスが行われているか伺います。

○ 新垣立德民生課長

議員の質問にお答えします。介護職の職員数ですけれども、令和7年2月時点で介護職員数は6名となっております。また、どのようなサービスということですが、サービスを行っているものは、訪問介護サービスと地域密着型通所介護、いわゆるデイサービスと、あと短期入所生活介護、ショートステイの3つのサービスを実施しております。

○ 5番 新垣一史議員

ありがとうございます。6名の職員ということで、今行われている3つのサービス以外にも以前行われていた生活支援ハウス、そのサービスが今職員が足りないということで行えていないと思うんですけれども、これも先ほどの質問とちょっと似てくるんですが、今社協のほうに委託して社協のほうで人材確保しようとしていてもなかなか進まない。村の第5次総合計画の中には生活支援ハウスとショートステイの利用支援等もあります。やっぱり職員確保にも協力していかないとと思うんですが、どういったかたちで協力できるとか、そういったプランはあるか伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

今年の政策の中でも、住み慣れた地域で最期を看取るといいますか、そういったのが高

高齢者福祉には大事だと思っております。子育て支援はある程度充実してきておりますが、今住まわれている先輩方、高齢者の方々の住みよさを村としてもつくっていかねばいけません。そのためには社会福祉協議会が実施している基本的な在宅の三本柱、先ほど民生課長のほうからお話していただいた、それプラスケアハウスの運営が欠かせないものだと思っておりますので、去年あたりから社協の安里さんともいろいろ調整して、住宅のほうも一つは資格者のための住宅も一つは確保しておりますよと。ただそれが1年間確保していたんですけれども人材の確保はできませんでしたということで、去った先月ちょっとお話をさせていただきました。今後は、社協だけに任せるのではなくて、役場、私も含めて、そういった養成機関であったり、あるいは沖縄本島にはそういった施設がいくつかあります。その施設長の皆さんとも少しコンタクトが取れるところもありますので、実際足を運んで、そういった環境整備、人材確保につながるように共にやっていければというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

協力体制をつくっていくということで、村内、島内でこの介護有資格者、介護職員の確保がなかなか難しいと思うので、外部から採用する場合、住宅も一つ確保しているということなんですけれども、これは今後とも継続して住宅は準備できるとか、そのへんの協力ができるという体制の理解でよろしいでしょうか。

○ 新里武広村長

やっぱり先ほどから言っていますように移住・定住も含めて住宅の確保というのが大きな課題となっております。幸い保育士、幼稚園教諭の方々が入れる住宅は整備できました。しかしながらこれだけでは当然足りませんので社協の職員であったり、あるいは島に来て島に住みたいけれど住宅がない人のために住宅を整備することは必然だと思っておりますので、それに向けて少し努力をしていければというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

ちょっと確認なんですけれども、生活支援ハウスを再開するにあたって必要な職員数はあと何名ぐらいできるとか、今、分かればいいんですけれどもお願いできますか。

○ 新里武広村長

現在欠員が介護職が2人、調理員が1人となっておりますので、どうにか確保することによって介護されている負担も軽減されるのかなというふうに思っております。出張等でどうしてもケアハウス等に預けたくても環境が整ってないがために出張等も行けない職員等もいますので、そのへんは社協と協力してやっていければというふうに思って人材確保に向けて一緒にやっていければというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

答弁ありがとうございます。高齢者の方々が安心してずっと暮らせる島であるためには、介護サービスの充実は不可欠で、総合計画にもそれで明記されていると思います。役場の

ほうの一般職、海事職とかもそうですけれど、今どこも人材不足ということで確保が難しいのは分かりますけれど、やっぱり人がいないといろんなことが回らない。それが悪循環で進んでしまっているというのがやっぱり人材確保だと思うので、今3名足りないということなので、ぜひ協力して介護サービスも生活支援ハウスも再開できるように人材確保をしていただきたいのと、あと住宅の提供のほうも協力して、確認なんですけれども、交流の家から借り上げている、今はもう埋まってしまっていますけれど、住宅ですね、一応いろいろな業種というか職員がつかえるように多目的にということかたちで借りていると思うんですが、そういったところで、今回社協の介護職員の件を出していますけれども、他の団体とかの方でも空いていれば利用できるのかどうなのか。もし規制があってもできないのであれば、その規制を外すことはできるのかというのをちょっと伺いたいです。

○ 新里武広村長

交流の家、文科省の施設といたしましては役場の職員とあと各種団体等ということで契約はしております。ただ、さっきお話ししましたとおり、役場の職員も住居がない、住居がなくて採用できないということもありますので、まずは役場の職員を優先的に入れなければ行政が回らないのかなと。ただそれだけでは役場だけの住環境だけ整えるのかということもありますので、並行して離島においてはそういった専門職であったり人材確保のための住居の確保というのがとても重要になっているんだということを、先ほども言いましたように7町村の首長含めて国のほうに要請しておりますので、何らかのかたちで制度設計が国のほうで設けてくれないかというふうにお問い合わせしているところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

制度についても検討、相談中ということで、役場職員と団体職員は入れるということなのですが、今、東のほうの職員住宅、今2戸空いていますよね。そちらのほうに職員は職員住宅を優先的につかって、その空いたところに団体職員を入れるというふうなかたちをとったほうがスムーズなのかと思うんですが、それについてはどうお考えですか。

○ 新里武広村長

離活でつくった木造住宅の4棟については資格者優先というふうに、3階建ては保育士であったり看護師であったり、会計年度任用職員の方が入居することで今調整しております。だからほぼ全部埋まるということでございます。

○ 5番 新垣一史議員

今は空いているけれど、ほぼ埋まるということで、やはり住宅確保大事なのかなと思います。今後の職員確保にも住宅確保、先ほどの質問になりますけど進めていただきたいと思います。

最後の質問にいきたいと思います。公民館の建て替えについて伺います。2023年9月定例、直近だと2023年9月定例にも質問しましたが、現状どうなっているか、伺います。

○ 金城満教育長

議員の質問にお答えします。議員のほうから何回かこの質問が出ております。最初は令和元年でしょうかね。その中でですね、村といたしましても老朽化が今年で47年目になります。この老朽化している公民館を建て替えるというのはぜひやらないといけないという中でいろいろ議論を進めてきました。その中で当初は複合的に公民館とか郵便局とかありますね、旧へき地保育所とか。そういうのもありますので、そこを一体的に複合的に整備ができないかということで検討を重ねてまいりました。しかしながら活用できる補助金が、当初、離島活性化推進事業費を活用してやろうという考えをもっておりましたけれども、なかなか国と交渉を進めてきた段階で、なかなか国が難色を示しておりまして、それがなかなかこれが前に進まなかったというのが現状でございます。

その中で、私たちは教育委員会の組織としてですね、公民館は私たちの管理下にありますので、社会教育施設として今後これを整備しなければいけないというふうに今現在シフトしておりますので、これについてなかなか進んでいない状況については村民に対してもたいへん申し訳ないなと思っておりますけれども、今後はその角度からぜひ整備を進めていきたいなと思っております。ただし、そこも条件も非常に厳しいです。なかなか直接補助がなくてお金を借りて、何億の事業になりますので、そこは財源を含めて、あるいは公民館機能も含めてあり方についても議論が必要かなと思っております。

議員がこれ古いよ、今後危ないよ、ここで事業していいの？ というお気持ちはすごく分かります。私たちの中ではそれは修繕できるものは修繕して今現在使っておりますので、建て替えまではその考え方をもとにしっかりと公民館運営はしてまいりたいと思います。現実的にはなかなかこの事業は今進んでいない状況でございます。

○ 5番 新垣一史議員

今の教育長の答弁と前回の村長の答弁でもこの離島活性化推進事業補助金をつかった複合施設については内閣府のほうで難色を示しているの、構想の練り直しや他の補助メニューの模索、実現に向けた新たな研究という回答だったんですけども、今の教育長の教育施設としての建て替えという方向にシフトしてとなると、この複合施設というかたちではもうできないということによろしいですか。

○ 金城満教育長

そのとおりでございます。社会教育施設として公民館機能です、あくまでも。ですのでそれ以外の複合施設というふうには、それは認められないということでございます。

○ 5番 新垣一史議員

公民館機能ということで社会教育施設ということなので、例えば先ほど言った郵便局等はもちろん無理だと思うんですけども、図書館だったりとか、そういった社会教育につながるものであれば一緒にできるのですか。

○ 金城満教育長

そういう生涯学習、社会教育に関連するものの施設については十分含めて建て替え改築

することは可能だと思います。

○ 5番 新垣一史議員

子ども議会でも子どもたちが勉強する場、学校が終わった後に集まれる場所という部分に村が運営する図書館だったり、教育委員会が運営する図書館、他の地域では結構ありますよね。最低限図書館は入れていただいたほうがいいのかなど。できれば社会教育、生涯学習につながるような、一緒に導入できるような施設等も含めて建て替えのほうの話も、予算等難しいという話ではありますけれども、老朽化、もうすぐ50年ですよ、進んでいますのでこの話も進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上で一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて4点ほど一般質問をしております。すみません、6点質問しています。あくまでも血压が上がらない程度に抑えながら質問していきたいと思います。まず、水道問題についてでございます。去った12月に新聞に渡嘉敷村水道料金検討中とありましたけれど、現在はどのようになっていますか。値上げしたのかどうかですね。

○ 新里武広村長

與那嶺議員の質問にお答えいたします。新聞のほうには渡嘉敷村において検討中ということが出ておりました。そのことについてはまだ課内のほうで役場のほうでまだ話がされていない状態での検討中との新聞の記事に載っています。これからどういった方向で進めるかといいますと、まず水道の供給開始が始まったのが9月ですので、当面ちょっと様子を見て水道水を購入する、住民の方に売る、そのへんのインバランスを考慮した上で考えていこうというふうに考えております。

しかしながら、この中でも今、さっき施政方針等でも話しましたが、阿波連地区において管の更新をしております。これは耐震あるいは老朽化に伴う管の更新をしているわけですが、これが渡嘉志久、阿波連、今年度あたりから、令和7年度あたりから渡嘉敷のほうもやっていきます。それにはまた結構な費用がかかりますので、そのへんのバランスを考えながら値上げしていくかどうかは検討してまいりたいというふうに思っております。

因みに、広域化に伴って沖縄本島の大きい市町村においてはほとんどが値上げということになっております。最近の新聞で新しいので与那原町については3億7千万円の赤字が出ますということで値上げしますということもありますので、そのへんもいろいろ考慮した上で値上げするかどうかについては検討していきたいというふうに思っております。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今村長の答弁でしたら、まだ具体的な日程は決まっていないと。これね12月からですからね村長、今おっしゃった諸々の理由は分かります。値上げするにしてもね。そろそろ結論を出してる時期でもあるんじゃないかなと。例えば夏場から上げますとか。いつまでも協議していたらずっと検討中ですよ。因みに隣村は上げないとなっています。ですから私は上げるんじゃないですよ、いつまでも検討中なのかというのをそろそろ結論だすべきじゃないかなと思っております。

○ 新里武広村長

時期については先ほど言いましたように9月に供給開始していますので、1年間ちょっと様子を見て10月ぐらいまでに目処として決めていきたいというふうに思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今の答弁だったらね、私今さっきの質問はしないですよ。今具体的な数字が出たじゃないですか。最初からそういう答弁をしたらよかったのに。

2番目の②の水質はどうですかということですけど、これは沖縄県いろいろP F A Sの問題とかよくいろんな問題、新聞に水質の問題が出ますよね。もちろんうちの島は原水が違うからそういう心配はないだろうなと思ってはいますが、私もあの施設を見学するまでは水道の水飲まなかったです。ほとんど水は買って飲むというふうなね。中には米汁は研ぐけど最後の仕上げの水は水道水を使わないよという方々もいてですね、奥さん方もいて、そんなにまずいのかなと思って。あの施設を見てから私は今水道水を飲むようにしています。そこらへんですね、たぶん村長も問題ないですよという答弁しかしないだろうと思いますけれど、できたら数字で答弁できないですかね。

○ 新里武広村長

良質な水だと思っておりますが、数字的な資料を持ち合わせておりませんので、このへん確認してから後ほど資料のほうを提供したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今の答弁でいいですよ。これは村民が安心して飲んでほしいからですよ。あの施設を見たら誰でも、ああなんの問題もないだろうと思うけど、できたら何々もゼロとか、何々もゼロとかってね、そういうふうな安全・安心して飲めるような水であってほしいから、あえて私も議会だよりというのがありますので、そこに掲示して一般の村民にも、うちの水は安全ですよと、安心して飲んでくださいということを伝えたいです。

次にいきます。村長、子育て支援についてでございますけど、またかというふうな顔をしないでくださいよ。私はなぜこの子育て支援についてこだわるかというのは、それも給

食の問題ですけど、なにも給食問題が子育て支援の全てとは思っておりません。ただね、今村内で子育てしている方々はほとんど島外、あるいは県外の方がほとんどです。そういう方々が、ああこの島に来て子育てしてよかったと、いい島に来たと、そういうふうに思っていただけをお願いしてこの質問をいつもやっております。

今、うちの島は令和4年から無償化になっていますよね。4年、5年はコロナ対策等の問題等で無償化、6年は物価高騰に対する補助で無償化になっております。私は沖縄県の9つの離島に教育委員会に電話して全部調べました。未だに3村は徴収していると。あとの6村は無償化ですと。その無償化が渡嘉敷と同じ条件でした。皆さんもよくご存じのように毎日というぐらいに今日はなに市が小学校給食費半減になりましたと。朝、村長が施政方針の中でも言っていたように、ほとんど沖縄県、国じゃなくて沖縄県が中学校の給食を補助を半分にしたもんだから那覇市をはじめほとんどのところが、そういった問題でいろんな協議をしていると思います。だから私は同じような質問を市町村の多くの方がしているんじゃないかというふうに思っております。書いてあるとおりですけど、村長の、私ちょっとこれ一般質問をしにくくなったと思うのは、施政方針の中で全て村長が答弁してしまったようなことを言ってしまったので、ちょっと何を答弁するかも分かりながら質問しますけど、無償化というのは今言った対策等が打ち切られてもなんとか頑張っていけますか。

○ 新里武広村長

この小中学生の給食費の無償化というのは、発端は玉城デニー知事が給食費の無償化を進めていきますということが出ておりました。前回の知事選挙のときに公約といいますかね。それで自治体のほうもそれでしたらとてもいいことだから手を挙げて賛成いたしましょうということで我々首長のほうも動いておりました。しかしながら中学校だけが2分の1ということでだいたい反発もありました。その中で各自自治体等の情報交換をした上でやっぱり無償化はしていかないといけないんじゃないかと、子育て支援の一環としてと。

当然私たち渡嘉敷村においても無償化については、今年の施政方針でも打ち出しておりました。しかしながら去年は補助がつかえるということで数字的には表れてきていなかったんですけど、令和7年度からは単独でやらないといけないということもありましたので、方針としては7年からはそういったコロナの補助金であったりとか物価高騰の補助金をつかわないでも単独でやりますという方向性は出しておりました。

その中でも中学生は幸い沖縄県が半額補助するということで、中学校の2分の1は単独、市町村持ち出し、幼稚園、小学校については全額村の持ち出しで対応していこうというふうに考えております。しかしながら財源は確保していかないとはいけませんので、つかえる財源を探し、あるいは県とも国ともいろいろ調整して財源の確保には継続して努めていく必要があるのかなというふうに思っております。沖縄県においても県知事のほうも財源の確保に向けて国にいろいろ働きかけているようです。ということで令和7年からは完全無

償化を実施いたします。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、今おっしゃったように補助金が打ち切られてもなんとか頑張っていくと。沖縄県でもいろいろ私なりに調べたところ米軍基地があるところはほとんど無償化です。そういった補助等があるんですね。なるほどというふうに思ったんですけど。うちの子どもたちも何百名もいるというわけじゃないですから、確かに財政が厳しいというのは分かりますけど、子育てに関してはですね村長、子どもたちがいるとやっぱり島の活気がありますよ。そこらへんを理解して厳しい財政の中なんとかうまくやりとりして頑張っていってほしいと思います。

次いきます。防災問題についてでございます。これはいつだったかな、年明けてからですけど、防災グッズの説明等が公民館でありまして、私自身もどんなものを準備していいか分からなくて、包括の方に、どういうバッグが、専用のバックがあるの？ と聞いたら、近いうち説明がありますからということで行ったらですね、なんのなんのオーバーたちがたくさん注文するんですよ。私もその専用のバッグが欲しかったし、おまけに中身も最低限これだけはちゃんと備蓄してくださいよという説明があつてですね、この備蓄品というのも初めて見ました、生まれて初めて。これ前回は総務課長は答弁したんですけど、もう少し村民に対して防災に対する認知度を高める意味でも、この備蓄品等のもので、廃棄処分してるものをもう少し有効に活かさないかどうか再度お聞きしたいと思います。

○ 新里武広村長

ちょっと質問を確認させてください。質問が防災問題について、1番、2番がある中で、2番の答弁でよろしいでしょうか。2番でよろしいんですね。担当課長のほうから説明させます。

○ 新垣聡総務課長

お答えいたします。先ほど與那嶺議員がおっしゃったとおりに、これまでの備蓄している食料品等は消費期限がくると全て廃棄処分ということで行ってございました。ですけれども最近、渡嘉敷区においても自主防が立ち上がったとか、各施設においても防災訓練をしたりとかですね、いろいろと防災意識は少しずつではありますけれども村民の中でも高まってきているというふうに感じております。ですからその時に消費期限が近くなったものを配布して使っていただいたり、今、年に1回全県下一斉に行っている避難訓練、その時に試食会等を開いて、それをどういったものを備蓄しているんだよというふうな広報も含めてやっていきたいなというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

課長、ぜひ実行していただきたいなど。備蓄品に私もちょっと味見したんですけど、8年間、クッキーみたいなのが8年持ちますよと。現在3年のものは、これは購入してくださいというのがあつてですね、購入してたまにビールのつまみで食べたりしているんです

けどね、こういうのを揃えないといけないんだというのを確認したし、多くのお年寄りの方もほとんど購入して、3月の中ぐらいにそれが届くようになっております。マスコミでよく言うから知っているだろうじゃなくして、逆に細やかにそういった認識させるように努力して行ってほしいなと思います。

次に、すみませんけれども1番に戻ります。避難訓練の実施は年に1回のみですかということですが、これもちょうど1年前かな同じような質問をしました。質問したら20日後に避難訓練じゃなくて実際津波がくるから避難してくださいということで、それは副村長に言われました。訓練じゃなくて実際に避難になってしまったなというのを。

ですからこれはね、金もかかるわけでもないし、さっき言ったように防災知識を高める意味でもね、今課長がおっしゃったように、例えばセンターはセンターでやっています。学校は学校でやっていますが、村民全体にもっと理解度を高める意味でも、少なくとも年に2回はやってほしいと。これもセンターの会議に行ったらですね、夜間避難訓練もやっていますというものだから、はあ？ と思ったら、あくまでもそれは想定してとの話になりましたけどね、そういったかたちでもいろいろやりようによっては夜の避難もそういったやりかたでも工夫すればできるんだなと思っていますけど、どうですか村長、あくまでも県の指示どおりの1回のみですか。

○ 新里武広村長

この質問は確か去年の3月の質問にもあったかと思います。その中においても1回では足りないのではないだろうか。地震はいつくるか分からないことがあって、どれだけ自然災害に対しての意識を上げるかが問題だと思っていますので、そのためにはやはり訓練というのは必要だと思っていますので、議員が提案されておりますように年1回ではなくて数回訓練ができるようにプログラムを組んでいければというふうに思っております。

他の自治体においては避難訓練以外にも備蓄倉庫にある食料等が3日は持つと、それ以降はないということで、その支援等は考慮したかたちでの避難訓練をされているようですので、そのへんもまた少し参考にしながら、どういったかたちの訓練がいいのか、あるいは炊き出し等が必要になってくる場合もあるかと思っていますので、そのへんも考慮した上で検討してまいりたいと思っています。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、たいへんよく分かりました。ぜひ複数回できるように期待しております。

次いきます。4番、環境問題についてでございます。旧酔族館について、その後の進展はありましたかということですが、まずそれを伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

旧酔族館については見てもご存じだと思いますけれども、まだ進捗のほうはしておりません。準備については取り壊し等に向けた業者との調整はしている段階ではあります。現

在はそういう状況でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、声がちょっと小さくて聞きづらいけど、進展はあったというふうに解釈していいですか、少しでも。

○ 新里武広村長

前回よりは業者等からの見積もり等、どういった方法で飛散しそうであるものの撤去等についてはいろいろ協議をしているところでございます

○ 1番 與那嶺雅晴議員

現在ですね、管理者といいますか、契約した方も亡くなって、保証人も亡くなってということで、管理者のところに今後どうするかということをお聞きしに行ったらですね、自分には義務がないから、賃貸料の2万7千円、今年から払いませんというふうな返事がありました。以前も休憩で長々と話したんですけれども、いろんな村民に聞いても、村から持ち出す金がなかったら、壊す業者がいるんだったらいいんじゃないかというふうな意見等もありまして、今日朝また議員の皆さんにも、皆さんどう思うかと聞いたら、ぜひ壊してほしいと、方法はいろいろあるけどと。

私は別に業者にこだわってないですよ。私は壊してほしいんですよ。この前のマラソン大会なんかもね、スタートしてすぐあの場所を通らないといけないでしょう。嫌だなど、ブルーシートでも被せたいなというぐらいの気持ちですよ正直いって。どうですかね村長、もっと前向きな方法で、いろんな手段はあると思いますけれど、壊すという方法をもっと力強く宣言できないですかね。

○ 新里武広村長

その建物の中にですね、飛散しそうなものがあります。トタンが落ちてたりとか、そういった二次災害に繋がる恐れのあるものについては対応していこうというふうに考えております。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今の説明でおおよその村の考えは理解できました。あくまでも村長も取り壊す方法に関しては懸命に研究しているという解釈でよろしいですかね。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

懸命に努力することを期待しております。

次いきます。5番ですね、白玉の塔の慰霊祭についてでございます。今回、沖縄県は戦

後80周年ということでいろいろ記念行事が催されております。1週間ぐらい前かな、隣村の座間味村もそういう計画がされているようなことをテレビで報じていました。うちの村はまだそういう話も聞いていないんですけど、実際はどうなんでしょうかね、村長。

○ 新里武広村長

議員がおっしゃるとおり沖縄戦から80年の歳月が今年過ぎるということでございます。昨年79年の慰霊祭におきましても各報道の方から、来年は80年ということで節目の年だということで、なにかイベント等を考えているか、特別なことを予定しているかということがありました。その中で担当課、民生課等ともいろいろ調整してですね、ぜひこの80年の歳月が流れる中で、やはり渡嘉敷村では集団自決等があつて悲惨な戦争の体験があつたことを踏まえて、平和学習の推進や、若い世代が戦争の歴史を学び、平和の尊さを理解できる環境づくり、あるいはイベントをやらないといけないということで去年から少し取り組んでおりました。その中で、まず平和への思いを共有するために音楽や文化の力をいかした取り組みをしていこうというふうに考えております。その中でこの間新聞等にもありました、個人の名前は伏せますけれども、幼稚園児がつくられた絵本を活用してやる、絵本を朗読する場面、あるいは平和的な劇等もありますので、そういった方を招いて公民館のほうでちょっとイベントをやりたいと。あと平和的な音楽のコンサートというふうに考えております。特に音楽や文化の力は特に子どもの壁を乗り越えていろいろ発信ができるのと、心をつなぎとめることもあろうかと思っておりますので、ぜひそういったイベントを組んでいこうというふうに今準備しているところでございます。来週あたりにはそういったプログラム等を案内できるポスター等が皆さんに配られるように今取り組んでおります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今までなんの情報もないもんですから、村長は平和ぼけしてしまつて、あとはもうこういうのも一切やらないのかなと思つていましたけど、今の説明等を聞いて、少しまた平和に関しての知識度を高めようとする気持ちはあるんだなということで安心しました。ぜひ立派な催し物が成功するように祈つてます。

次いきます。行政運営についてでございます。議会の一般質問をどのように受け止めていきますかと。これは別に皮肉ではありませんので、素直な気持ちで答弁してください。

○ 新里武広村長

私が考える議会の一般質問についてはですね、3つほどタイプがあるのかなというふうに捉えております。政策提案型であったり、課題責任追及型であったり、自己主張型であったり、この3つが基本柱になるのかなというふうに思つております。その中でも一般質問は政策実現の切り札ではなく、行政が行う事業等に対して推進するためのものだと私は捉えております。だからいろんないいアドバイス、いろんな議論をしていく中で渡嘉敷村が豊かな島、福祉の向上につながるよということ受け止めております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

もっと私に分かりやすく言うと村長、重く受け止めていると理解してよろしいですか。

○ **新里武広村長**

当然、議員はいろいろ勉強なさって、研究なさって質問をされているかと思imasので、当然それは執行部としては重く受け止めております。

○ **1番 與那嶺雅晴議員**

村長、ありがとうございます。

次に②にいきます。令和7年度は何を目標に島づくりをしますかということですが、今、日本国が楽しい日本という、災害だらけではあるけれど、楽しい日本というのが、これに適用するかはちょっと私も疑問なところはありますが、我が村においてもそういったユニークといますかな、ロマンチックといますかな、そういったものがあれば思っているの質問です。

○ **新里武広村長**

とても簡単に発言いたしますが、優しさあふれる村づくりを推進していくということでございます。中身はいろいろ私の政策にもありますけれども、簡単に言えばそういうことでございます。

○ **1番 與那嶺雅晴議員**

ちょうど私の血圧も140で止まっていますので、ここらへんで私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

○ **當山清彦議長**

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、2番座間味満議員の発言を許します。

○ **2番 座間味満議員**

一般通告書のとおり一般質問したいと思うんですが、1番から4番まで上げているんですが、これは令和7年度の事業に対しての一般質問ですので、そのようなご答弁をお願いしたいと思います。まず最初に、今年度の村長の事業計画、①施政方針とは違い実行できる計画はありますか。

○ **新里武広村長**

議員の質問にお答えいたします。施政方針とは違い実行できる計画ということでございますが、まず施政方針に基づいて計画等をつくって予算にも計上してありますので、施政方針で新たな事業等もお話しました。それを実行していくということでございます。回答になっているか、どうかは…。

○ **2番 座間味満議員**

村長、今答弁したのはですね、本来ならば一般質問を出す前に村長、施政方針に出してもらいたかったんですよ。だから私はそういうのも今日初めて村長の施政方針を読んだからある程度理解はしているんですけど、一般質問は25日までに提出なんですよ、私たちは。

その時に村長の施政方針は上がってきてないんですよ。だからそういうふうな意見が質問が出ているんですよ。それに対して村長はどのようにお考えですか。

○ 新里武広村長

たいへん申し訳ありません。一般質問提出期限前には施政方針はお手元にいつているものだと思っておりました。申し訳ございません。

○ 2番 座間味満議員

と思っていましたではちょっとね、もう言い訳にしか聞こえませんが、ちゃんとしたことを、私の自分なりの考えなんですけど、施政方針を早めに出したら一般質問に出てくるんじゃないかというふうに自分は理解してあったんですよ。だけど村長の答弁としては、出したつもりだったという答弁ですよ。確認はしてないですよ。そのへん年に1回の施政方針ですので、ぜひ来年度選挙もありますよ、3月にまた同じ施政方針あげてくると思うんですが、このへんよく気をつけてやってもらいたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、2番目の県道の整備は計画にはないのか。これも1番と同様施政方針が出てきてなかったから、私はこれをあえて上げました。今ですね、診療所にいくとですね、毎月キックボードで怪我しているひとが必ずいるんですよ。そして言われました、よく怪我があるんですけど、満さんどうにか村長も一緒に行って、駐在と調整してもらえないかということまでお願いされたわけなんです。そのへんに関して、県道については私はもうおそらく4回目だと思います。これ令和7年度にやるのかやらないのか、検討中という言葉は要りません、アメリカではイエスかノーです。これに対しての答弁をお願いします。

○ 新里武広村長

この路線については県道でございますので、村道であれば対話しやすいかと思えます。しかしながら県道のためになかなか対応しづらいと。私たちとしては沖縄県に対して道路管理する沖縄県に対して要望、要請しかできないということで、ずっと動いている状況でございます。

ただ令和7年度には港湾から役場に向けた路線での修繕計画はあるというふうに伺っておりますが、発注時期および距離等についての詳細についてはまだ未定ですということの回答はいただいております。また修繕工事にかかる予算は県は県で財政のほうに要望中だという回答はいただいております。

○ 2番 座間味満議員

これですね、村長、足を何回も運ばないと、県も忙しいと思うんですよ。皆さんも忙しいと思うんですよ。どれだけ出向いて本人を納得させるか。村長、前に質問したときには、迂回路がないから今のところ難しいという答弁をいただいたんですよ。阿波連線の改良、あそこから出して、止めてできないかというふうな私も質問したんですが、これは難しいと村長の答弁だったんですよ。これずっとやっぱり行って、本来ならば12月ぐらいから新

年度の予算が入るわけですから、9月、11月ぐらいからでもいいですよ県に行って出向いて、どのような内容になっているのか、そのへん確認する必要があったんじゃないかなと私は思うんですよ。実際、村長の今の答弁だと、そんなにいつ県からの中身というのは聞いてないんじゃないかと。自分だけの考えなのか、道路管理課に行って、やっぱり会うことに対して人というのは考え方も変わってきますので、4月になってまた人事異動も県も出てきた場合には、新しい人がなった場合には、また非常にやりにくくなるということもありますので、ぜひ今年度令和7年度行って交渉するというのは可能なんですかね。

○ 新里武広村長

先ほど申し上げたのはですね、何度か足を運びました。その中で計画はないということでした。しかしながらも令和7年度については修繕計画はありますということで前向きな回答はいただいております。この詳細についてはですね、県でもいろいろ調整中だということでございました。回答はそのとおりでございます。決して私を含め担当課が要望して足を運んでないわけではなくて、早めに県道をそこのアスファルト舗装がきちんとできないか動いている状況でございます。その中での回答が先ほど申し上げたとおりでございます。

○ 2番 座間味満議員

検討しているということで少し明るい兆しが出たのかなと思うんですが、深く見つめて、いつまでにやってくれるのか、そのへんまで相談なされてみたらいかがでしょうかね。ただ検討してます検討してますで、はいまた次年度、検討します検討しますでは絶対話にならないと思うんですよ。だから今回ぜひ行って、いつ頃までにちゃんとした話が答えてもらえるのか、そのへんの頑張りを見たいと思いますので、ぜひ村長、課長はじめ頑張ってくださいと思いますので早めによりしくお願いします。

続きまして、一括交付金の活用についてなんですが、今年度の一括交付金の活用について伺います。令和6年度に対して令和7年度は8千万円の減ということで、令和6年度は一括交付金、県が11、市町村が9という割合で交付しているんですよ。今年は令和7年度は1対1ですよ。それだけ非常にもらいやすいということがあると思うんですよ、6年度よりも。それに対して8千万円の減というのはちょっと、財政が厳しい厳しいとおっしゃる中、非常に何か矛盾しているところがあるんじゃないかなと思います。これについて、村長はどのようにお考えなのかをお願いします。

○ 新里武広村長

令和7年度の一括交付金の事業については、先ほど施政方針でも述べましたとおり10の継続事業と新たに事業を準備をしているところでございます。

詳細については総務課長の方から説明させます。

○ 新垣聡総務課長

ただいま村長が答弁したとおりに事業は12事業予定しておりまして、6年度から予算額

が減っているのは、6年度は防災の強化事業がものすごい高い金額で事業を執行しておりますので、その事業が終了したために7年度は押さえられております。ただですね、この7年度の一括交付金の交付決定までの流れというのが、昨年、令和6年12月までに7年度の事業計画の素案を県のほうに提出して、その後、内閣府、沖縄県、渡嘉敷村で協議をして修正作業等を行って、そこで渡嘉敷村の要望額を提出しております。その提出した額に対して、今年の1月末に、沖縄県市町村振興協議会において配分額が決定して、7年度の配分額は1億8千500万円というふうに決まっております。今の議員がおっしゃっている配分率なんですけれども、一括交付金に関しては8割が一括交付金、事業費の8割が一括交付金、2割が単独というかたちで、今執行しているんですけれども、全ての事業が、その8割みているかというのと、そうでもなくて、ほぼ8割で申請をしているんですけれども、ある事業に関してはまだ6割程度、これがまた他の市町村が執行していく中で、調整が年に何回か4回ぐらいですかね、行った上で執行しないところがあれば、そこからまたいただいて8割に近づけていくという作業になっております。最初のなぜ減額かというのは、最初に申しあげたとおり、防災の強化事業が終わったということでございます。

○ 2番 座間味満議員

確かにおっしゃるとおり市町村配分があって、その中から市町村に分担されるというのがありますよね、そして使い用途がだいたい限られていると、何にでも使えるわけじゃないのは、私は知っております。このへんに関して、もし、これから出てくる契約する事業がある場合、一括交付金ともおそらくもう無くなる可能性というのも十分あるわけですよ。沖縄県に対しての思いやり予算ですので、このへんなるべく満額消化できるように、最初出たときには、ほとんど使い用途がわからないで、返したということがあったんですよ。これ出たときには、私は質問したんですが、一周マラソン、そしてとかしきまつりに前村長に一括交付金を利用したらどうかという質問をしたら、新規事業にしか使えないというふうな答弁だったんですよ、しかし現在今、使えていますよね。これ観光の一環ですから、このへんを踏まえて、大変だとは思いますが確かに、また新年度途中で何かでてきて配分割り当てが貰える場合には、直ぐ活用できるような事業計画をやってもらいたいと思いますので、村長はじめ課長の皆さんにお願いしたいと思います。

それでは3番クリーンセンターの件なんですけど、ごみ、スクラップ等、すべてのものを持ち出しにするのか。ということなんですけど、村長、先ほど施政方針で那覇市と南風原に出すということで、これに関して契約は済んだんですか。

○ 新里武広村長

去った1月30日に渡嘉敷村の可燃ごみ受け入れ焼却処理についての表明式は那覇市の那覇市長、南風原町の赤嶺町長と私と表明式を行いました。その中で契約については南風原のクリーンセンターですか、そちらのほうとの契約になりますので、それも済んでいるということでございます。

○ 2番 座間味満議員

それじゃあ那覇市とはまだやっていないということですよ。

(「休憩お願いします」の声あり)

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 2番 座間味満議員

契約したということなんですが、実際まあ稼働しているということで、これは週2回とパッカー車2回分ですか。1週間に2回来ているという話をちょっと聞いたんですけど、1台1台の2台ですか、それとも2台の2回ですか。

○ 新垣立德民生課長

1台で来ていただいて週2回搬出している状況でございます。

○ 2番 座間味満議員

実際に2回来て十分稼働できるのか、みんな持ち出しできるのか。ここでもし持ち出し出来ない場合、個人で捨てに行っている方がいますよね。そういう方たちはおそらく、今現在捨てている所の、あそこに捨てると思うんですよ。そこに捨てないで、あそこの会計年度任用職員が分別するのか、クレーンがある所ですよ。また持っていけなかった場合にはまたクレーンで取って燃やすのか、そのへんお聞きします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新垣立德民生課長

沖縄本島のほうからですね、空のパッカー車を今3トンなんですけれども、常時置いていただいて、そこに持ち込みごみまた回収したごみ燃えるごみですね、そこに溜まった物を本島に出すというかたちをとっております。

○ 2番 座間味満議員

はい、わかりました。夏場のことも考えて聞こうかなと思ったんですが、ちゃんと答弁していただきましてありがとうございます。

それでは同じくクリーンセンターについてなんですが、2番、段ボール、新聞等を捨てる場合、どのようにして出せばいいのか、わからないという方がいらっしゃいます。それについても村民に周知をどのようにやっていくつもりなんですか、お伺いします。

○ 新垣立德民生課長

出し方なんですが、段ボールのほうはですね、たたんで束ねるか、箱に詰めてということで、新聞紙等はたたんで紐で束ねて、衣類等は透明袋に入れて出していただきたいということで、広報のほうに11月と1月と広報のほうで出しております。また今後も村民の方

に出し方については、広報に載せていって周知をしていきたいと思っております。

○ 2番 座間味満議員

ごみに関してちゃんとこのようにやっていくということで、特にお年寄りのほうが非常に困るところもあると思うんですよね、その辺のご指導をですね、ぜひ行政のほうにやってもらいたいと思います。村長の施政方針にもありますが、廃退やスクラップ等の搬出を計画しておりますということで、以前にも私このスクラップがだいぶ溜まったときに、一般質問で出したことがあるんですが、すぐ実行に移してくれて本当にありがとうございました。そのときスクラップもやっぱり村の方でもらって那覇に搬出したということもお聞きしております。これも今鉄上がっていますので、このへんもちゃんとまたいっぱい溜まらないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでまたクリーンセンターについての最後の質問なんですけど、費用対効果どれだけ、おそらく燃料代が高くて大変だったと思うんですよ。会計年度に人件費というのはそんなにぱっと上がるわけではないですから、そのへん持ち出すことと、持ち出す費用と持ち出した時にどれだけ減になるのか、そのへんの費用対効果をお尋ねします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 2番 座間味満議員

それでは先ほどの質問に関しては、次回またひとつお願いしたいと思います。続きまして、最後になりましたが、4番環境協力税についてなんですけど、もう4回目ですか出すの、その後の進捗状況検討しているのか、そのまま流しているのか、そのへんお聞きします。

○ 新里武広村長

座間味議員がいつも気になさっております環境協力税、いわゆる入島税については、質問以降いろいろ検討されてどういったかたちでもっていかうかどうことで担当課含めて協議しているところでございます。詳細については総務課長のほうから答弁させます。

○ 新垣聡総務課長

この件に関しましては、座間味議員から質問を受けて、その時々でお答えはしていますが、なかなか税条例を制定するには時間がかかるものでございまして、ただ今回、私どもが研究している入島税仮称なんですけれども、それにつきまして、7年度の予算で、先進地の視察とか、勉強会とかをチームを組んでやろうということで、予算化はしております。しかし、数か月おきに進捗と言われても、なかなか目に見えてでてくることではないんですけれども、ほったらかしにしているわけではなく、私どももいろいろと調べられるものは調べてやっていっているところです。

因みに今やっている環境協力税が施行までかかった年月が、約6年ぐらいかかっているんですね、協議から住民説明会、最終的に施行するまでにかかっていますので、そこまで

かかるかどうかわからないんですけれども、なるべく早めに、それが実現できるように7年度からも勉強していきたいというふうに考えております。

○ 2番 座間味満議員

これですね、総務課長、税というのはみんな平等なんですよね、私が以前にも村民はただにしてくれということでおっしゃったんですが、要するに税を入島料に変えるか、そのへんですね。そして村長の施政方針にもありますよね、令和8年度に沖縄県が導入を目指している観光目的税、いわゆる宿泊税の使途についても検討を重ねてまいりますという施政方針ですので、素晴らしいことだなと思います。実際、京都が取っております宿泊税、そして八重山も上がってきています。入島税に関して、意見書もおそらく県知事までいくんじゃないかと思っておりますので、そのへんも含めて、村も早めに検討なさってみたらどうかと、今いわば円が150円割っていますよね、今がチャンスだと思うんですよね。やはりやれるときにやらないとまた上がったときに、ああ、あのときやれば良かったなでは絶対もう後悔のもとですので、そのへんも含めて、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

例えば、今日、予算書見たら7年度1千402万の入島税が上がっていると、例えば逆に因みにですよ、3倍にした場合にいくら入ってくるかと、3千万ぐらい入ってきますよ。このへんも含めて、ぜひ前向きにご検討していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは通告書に従い質問いたします。まず1番、航路行政についてお伺いいたします。まず1番、これは住民割引を使っております往復チケットの通用期間が2週間となっておりますけど、まずこの根拠をお伺いしたいと思います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。この期間の2週間の根拠は議員もご承知だとはございますが、運送約款に基づき設定しているということでございます。詳細については船舶課長の方から答弁させます。

○ 玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。運送約款ですね、国が示す標準運送約款に基づき、渡嘉敷村運送約款、第11条で往復券発売日を含め14日間ということで定めておりますので、根拠はその根拠となります。

○ 3番 玉城保弘議員

運送約款に従いと、片道は7日間なんで2倍なんで往復だと2週間、これも2週間というのはいもう決定守らなければいけない日数ということですか、これ変更って可能なんですか。課長で結構です、はい。

○ 玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。国が示す標準航路における期間ですので14日という標準航路を適応しておりますが、近隣事業者では、もう少し伸ばした設定をしているところもありますので、それは各々の事業所で設定することは可能だと認識しております。

○ 3番 玉城保弘議員

現在2週間はもっと伸ばすことは可能ということですか。確かに先ほどの運送約款の中では、2週間ということですが、やっぱりその件がネックになっているということも踏まえてですね、ちょっと次の質問の中でまた議論いたします。

これ2番に、村に住民登録をしている本島で生活している人、あるいは仕事をしている方々がいらっしゃいます。窓口にも復路の変更は、この期間のみお受けいたしますと記載されております。闘病生活、看病、家族の就学支援等、村民の生活スタイルは様々であり、変更の際には変更理由を証明する書類を提示しなければならず、村民にとっては負担となっております。本島から通常運航で、今乗船しているのが現状なんですね。まずこの件の見解をお伺いいたします。

○ 玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。まず今、議員が質疑した中で少しご説明したいのがございます。通用期間2週間以内であればですね、変更理由を証明する書類の提示は求めておりませんので、その期間以内であれば空席状況により対応しておりますので、ご理解願いたいと思います。議員が申している規制緩和が必要ということですが、何日か延ばしたいというのがお気持ちだと思いますが、今現状が14日から何日にするかというのはなかなか根拠を示すことが難しいところがあるんですが、近隣の事業者鑑みてですね、検討をして、何日延長するかを、これから検討して設定していきたいというふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

これもう延長ができるといえば、もう長ければ長いほどいいわけですが、勿論根拠が必要になってきます。ただ今まで2週間というのがもう、絶対守らなければいけないという日にちだったので、今回いろいろ調べていくうちに、延長ができるんじゃないかということで質問をしています。

そういったのも影響して、先ほど申し上げた、住民票は本村にあるんだけど本島の方から通常料金で通っていると、逆に通っているという方々も出ております。これはそういう方々からの意見、どうにかならんかということでの質問になっております。

先ほど新垣一史議員から人口の件もありましたけれども、今後こういうこともやっぱり人口減に繋がっていくわけですね、住民票を抜かれてしまうと、繋がっていきます。人口

問題にもかなり関わってくるので、ぜひ、次の質問に行ってほしいんですけども、現在、座間味村、粟国村、勿論いま割引制度に関しては、県の支援と受けているということで簡単にはできません。しかしながら、隣村、座間味村、粟国村では、別のかたちで割引制度をやっているという情報がありますけれども、船舶課長、この件はご存じですか。

○ 玉城広喜船舶課長

今議員が申している割引制度はですね、一括交付金を活用した沖縄本島からの割引だと認識をしております。確か、往復運賃から2割引きだったという記憶がありますが、座間味村ともいろいろこういう交流をしながら、いい事業ができないかということ、いろいろ勉強会も開いておりますので、その中でそういう事業も座間味村が先に取り組んで、成果ができれば取り組んでいきたいと思いますという話も、今持っているところですので、はい、認識はしております。

○ 3番 玉城保弘議員

そこで村長、今、申し上げたことですがけれども、別の予算といいますか、交付金ですか座間味村では使いながら、島に住民票があり、しかしながら那覇で生活をしながら、生活をなされている方々の割引制度を行っている、村長ご存じですか。はい、もう私が申し上げたいのは、ぜひ本村も導入してほしいというお願いです、いかがでしょう。

○ 新里武広村長

この粟国、座間味村におかれましては、シーズンオフといいますか、そのときに誘客をしたいということが目的で、その一括交付金を活用されての制度を作ったというふうに聞いております。その中で渡嘉敷村の場合は、もともと座間味、粟国に比べますと、船賃もだいぶ安いというのもあって、どのぐらい効果がでるかというのが、ちょっとまだ見えてこないのがありますので、その辺を粟国、座間味、両村のこれまでの検証をそれを確認したうえで検討してまいればというふうに思っております。

確かに魅力的に、看板見ていると魅力的に感じますので、そういった効果を渡嘉敷のほうでも得られるかどうか、ちょっと関係者とも議員を含めてですね、いろいろ勉強会ができればというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

本村に住民票はあるというのは、もちろん我々も魅力だし、公平に同じ住民だったら公平に扱っていただきたいというのが願いです。もちろん、先に申し上げた県からの支援ではこれはちょっと当てはまらないというのは十分承知しております。先ほど申し上げた座間味村、粟国村も何かちょっと別のかたちで進めているというのを聞いたので、ぜひ両村とも進め方について協議をしていただいて、ぜひできれば導入していただきたい。同じ住民というのを、私も拘っております。公平性を期すということです。ぜひよろしく願いいたします。

2番にいきます。ペットの取り扱いについてという質問であります。これまた船舶課の

ほうになりますけど、現在フェリーとかしきでは、ペットを乗船させる際には、3階甲板の後方のベンチにゲージに入れて乗船させております。現状、海上時化や悪天候の際には、波飛沫、雨、風にさらされ、夏は猛暑の中、熱中症の恐れもあり、現在、泊港を拠点にして運航しているフェリー4隻ありますけれども、ペットルームを整備していないのは、本村だけだということでもあります。このような環境では、やっぱり安心してペットを乗せることができないという村民からの声です。まずこの現状と課題、今後の対策についてをお伺いいたします。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。どうしてもペットというのは病気にもかかりますし、動物病院とかの受診も必要となっております。そのときに使えるのがフェリー、あるいは高速船で沖縄本島に行かれるということで、最近増えてきている感じがいたします。その中においてはやっぱり私もTNR事業を推進している1人としてちょっと気になっていて、いろいろとペットをもたれている方々に、ちょっとお話を聞く機会もあって、今現状どうなんだろうということ、お話を聞いたことがありますけれども、特に問題ないよという方も実はいたりとかしてですね。今回このようなかたちで上がってきたことに対して、やっぱりペットも一家族の1人という認識のもとですね、対応策を考えなければいけないというふうには思っております。しかしながら、これまでの私たちのフェリーにつきましては、フェリーざまみであったり、栗国であったり、その前にできているフェリーですので、そこまでは造れてなかったというのが現状でございます。ですのでこれからフェリーを更新するにあたっては、そういったペットに優しい船舶の建造も必要かというふうに思っております。今のフェリーに、そういった部屋を造るとなると、今フェリーは499ということで、直ぐに500トンを超えるんじゃないかという懸念もありますので、そのへんまたいろいろ船舶課、船員等を含めていろいろ協議したうえで検討してまいりたいと思います。取り急ぎ今あるフェリーでどのようなかたちで、どのような対策ができるかというのは、早急に対応していきたいというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

たぶん海上が時化たり、あるいは悪天候あるいは猛暑そういうときにたぶん困っているんだと思います。通常ですと別に快適に過ごしているかもしれません。ですからなかなかそういう時化あるいは猛暑のときにやっぱり嫌な思いをされているということだと思います。現在のフェリー、大変、私も申し訳ないんですけども、そのときの建造にも議員として関わっております、その当時にしっかりペットルームというのを勉強していれば、ならなかったわけですけども、お約束してほしいのは、新造船には絶対このペットルームを設けるというのを、まず進めていただきたい。そして、今、答弁されていますから、今現状をそういう困った状況があるというのを、何か解決策がないものかと、船内のことなので、私もなかなか良いアイデアが出てこない。課長、職員の皆さまとそういった時

化、あるいは猛暑の場合の対策、ぜひ何かを見つけてほしい、ヒントですね、私もどうしていいかちょっと見えない、そういうことも含めて、少し検討していただけないかと、一番、生の船員の声が生かかなと思いますので、いかがでしょうか。

○ 玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。先ほど村長が言いました499トン抑えているというのがですね、議員も船を持って事業をしているのでよくご承知かと思うんですが、船のトン数というのは容積で変わってきます。このペトルームに施すシートとかをやった場合にも容積が変わってきて、499トン超えてしまうということになってしまいます。そうすると500トンでラインがありまして、海技免許が変わってくるわけですね、そうなるとうちの船員ではもてなくなってきたりとかという現象もでてきますので、そこを勘案しながらできるような方策がないかというのを、今回たまたまですが、船長がドックに行っていましたので、協議ができておりませんが、帰ってきた後に、何かしらの対策ができないか、私もペットを飼っておりますので、よく気持ちは理解しておりますので、何か策が施せないか雨、風ですね、そこをまず検討していきたいと思います。

それから先ほど村長が述べたように、新造船にあたってはペトルームを設けることを念頭において、私も取り組んでいきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 3番 玉城保弘議員

ありがとうございます。新造船では必ず設けるということも村長はおっしゃっておりますし、現状の対策についても、今後、検討し、先ほど今課長が申し上げたようにちょっと難しいですね、なかなかね、基準との戦いだと思いますので、ぜひ新造船ができる間、何らかの対策を練っていただきたいなと思います。

次の質問にいきます。公金、税金のクレジット、オンライン支払いについてをお伺いいたします。現在、給食費、ごみ処理手数料、公文書発行手数料、船舶運賃は可できるところですね。上下水道料金、各種税金、車両航送運賃はできないと不可ということであります。これは村民の公金支払いの利便性を向上させるため、また徴収率を上げるために、整備したというふうに理解しております。支払いできないものが多いという村民の声であります。ましては最近ではJ Aの信用取引ATMも廃止になったと、そして現在ATMのうちよだけになっており、クレジット決済を導入したはいいが、できるできないがさらに不便を感じているということでもあります。他の自治体でもオンライン、クレジット決済が出来る自治体もあります。早急な解決が必要だと思うわけですが、これも同じように現状の課題と今後の対策についてをお伺いいたします。

○ 新里武広村長

この件につきましてはですね、今、船舶課と会計課が関係いたしますので、各課の課長の方から答弁させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。船舶課の航送運賃について質疑がありますので、その部分に関して船舶課の方で答弁をさせていただきます。現在、渡嘉敷、座間味、粟国村も同様に車両の航送運賃については、現金のみの取り扱いとなっております。現在3村、渡嘉敷、座間味村、粟国村で那覇の窓口共同化、それからシステム含めですね、検討しておりますので、その中の協議会で航送運賃もクレジット化ができないか、今後協議を取り組んでいきますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 小嶺国土会計課長

それでは私の方からは各種税金と上下水道料金についてお答えさせていただきます。まず各種税金が窓口でのクレジット決済対象外となっている理由についてですが、令和5年4月1日より地方統一QRコードを活用した地方税の納付が開始され、納付書に記載されているQRコードを読み込むことによって、スマートホン決済アプリを通じたキャッシュレス決済が、全国的に可能になっているという状況があります。なのでそれを利用してもらうという前提という認識で、本村はクレジット決済を導入しているの、まず各種税金を対象外にしている理由がこれになります。

続いて上下水道料金についてなんです、上下水道料金についてはクレジット決済する際の手数料、役場の今窓口で皆さんクレジット決済をしていただくと、クレジット決済手数料、自体は役場の方が、クレジット会社に支払っているというかたちを取っているんですよ。水道料金について、手数料がかかるとなると水道と下水道は、特別会計で運営されているので、尚かつ一般会計から資金を投入したうえでの運営している状況の上で、クレジット手数料を負担するのかどうかという問題が存在しているので、導入の際には、見送りを行っているという理由から、この2件についてはクレジット決済から対象外としているというふうに認識しております。ただし、実際自分も4月から会計課で窓口業務も行っている際に、クレジット決済を行いたいというニーズがあるのは認識しておりますので、今後、協議したうえで手数料であったり、あと全国統一QRコードで決済されているものについては、渡嘉敷村が決済手数料を負担するということがないというシステムになっています。けど窓口で払う場合は、手数料がかかってしまうというのがあるので、そちらのほうを負担してもよいのかどうかを協議したうえで、またクレジット決済会社とは、税金とか水道料金は除いた状態でクレジットを運用するという契約を取り交わしていますので、そちらのほうの修正が可能かどうかを検討したうえで進めてまいりたいと思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

手数料、会計課長の申しあげた手数料がかかるということで、こちらに会計課長、今窓口で実際に、クレジット決済をするという全体の何割ぐらいの比率とか、今通告書にはありませんけれども、だいたい大まかに何割ぐらいとか全体の、いかがですか。

○ 小嶺国土会計課長

現在、税金と水道料金を除外しているので、決済できることが限定されていますから、決済できますかと聞かれるものも含めて考えると、3割程度はいらっしゃるのかなって気はしています。今のところ住民票であったりとかというのをクレジット決済される方が多いんですが、家賃とかですね。ただそれと同時に、水道料金と税金を払いたいというお客さんもいらっしゃるので、そのぐらいだと思います。あくまでイメージ的な問題になります。

○ 3番 玉城保弘議員

これも村長にお伺いします。これもともと導入する計画を練ったときに、最初から除外されたということですか。もともと計画の中にはあったんだけど、やっているうちに手数料の問題、全てを導入するというかたちではなくて、例えば船舶にかかることクレジット決済に関しては全てをやろうという計画の中で始まったのか、部分的に始まったのか、いかがでしょうか。

○ 新里武広村長

このことは事務の簡素化といいますか、職員の負担を減らすとDXを推進していくという意味で、そういったものについては、活用していこうというふうなことから導入をしておりますが、やっぱり良い点もありますし、やっぱり使いづらいよということもありますので、そのへんについては、いろいろと改修等あるいは住民の意見等を聞きながらですね、きちんとしたものが構築していければというふうに考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

やはり村民に対しての公金支払いの利便性が、私は一番の目的であったのかなと思い、お伺いしたわけですが、村民が便利というならばどんどんやっぱり進めるべき、もちろん会計課長がおっしゃるとおり手数料等もかかります。時代の流れでいくとほとんどの方が現金を持たない主義なんですよね、もうどこでもカードを切る。いずれは絶対そうしなければならないと思います。今日、申し上げたいのは、もうやるんだと、いつやるかを議論しましょうということだと思います。絶対やらなきゃいけませんよ、最後は絶対。ただいつやるかを、ぜひ今後も議論させていただきたい。さっき会計課長の方からおっしゃったスマホでできるというのを拝見しました。スマホで全ての支払いができるというのを見させてもらいましたけれども、どっちのほうか利便性があるか、これも研究していただいて、何度も申し上げます。やっていただきたい。いつやるかだけを、今後、議論させていただきたいと思いますので、村長、最後にもう一度お願いいたします。

○ 新里武広村長

新年度、令和7年度からいろいろ研究、勉強させてください。それから導入に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 3番 玉城保弘議員

私もこの時代の流れについていくのに精一杯です。ですけれどもついていきたいと思います。
これで私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

次に、4番金城渉議員の発言を許します。

○ 4番 金城渉議員

4番金城、一般質問通告書に従いご質問させていただきます。1番、自衛隊(防衛省)との関わりについて伺う。① 島内にて制服姿の自衛隊員の姿を見かける機会が増えてますが、現在迄の状況をご説明して下さい。村長、お願いします。

○ 新里武広村長

現在までの状況ということで、私の方では、私に対して表敬訪問ということが何件かありました。その件につきましては行政報告のほうでも記入してお渡ししております。それ以外のことについてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まずこれは令和6年の9月6日でしたが、村内において不発弾の保管が確認されました。それに伴って、確認のため自衛隊の方がみえております。これは8月に交流の家から手榴弾らしきものがあると情報提供があったということがありましたので、その情報提供があった場所に行って確認していただいております。このときは米軍製の、旧日本軍製手榴弾だったということの報告を受けております。

その後、今年に入って令和7年の1月20日不発弾の保管場所を確認して、事前視察ということで、そのときは第15旅団司令部ということで、これは不発弾処理隊という組織の方が来村されて、不発弾保管場所までの経路であったり、移動時間、不発弾の種類、個数などの確認をしております。ただでは回収等ができないものですから、不発弾回収業務の予算を作成するための確認も兼ねて行っていたということです。

その後も令和7年の2月14日にもみえられまして、このときも不発弾処理隊、第15旅団長を含め不発弾の保管状況を視察しております。そのときには私の方にも村長表敬ということでみえられて、いろいろ不発弾についてのいろいろ説明を受けました。

そのときにはこれは自衛隊にも担当があるようで、私も詳しくはないんですが、陸上自衛隊15旅団第101不発弾処理隊という方々がヘリで来村されておりました。そのときには緊急患者空輸についての、これはまた陸上自衛隊第15旅団の第15ヘリコプター隊の活動についても報告がありましたということです。私に対しての表敬訪問以外には、こういったかたちで島に足を運んで、不発弾の処理の手順等、急患の手順等の説明を受けております。

○ 4番 金城渉議員

はい、じゃあ自衛隊の平和維持活動というか、そういうサポート的な行動とかという、彼ら流の作戦業務で島に出入りしていると、わかりました。他の住民方たちにはそういった説明をさせていただきます。ありがとうございます。

2番ちょっとこれは内容変わるんですけども、同じく防衛省に対してですね、これからの防衛省との関わりの中で、例えば村長に対してどのような、今平和維持活動以外、不発弾とか急患以外に、村長に対して自衛隊の何らかの今後の渡嘉敷村とのおつきあい、特に提案とかはありますか、現在。不発弾処理だとか、急患輸送、おっしゃった業務以外で、今後自衛隊が渡嘉敷村に対して、こういうことをお願いしたいだとか、特にあればなかったらいいんですよ、それをお伺いしましょうね。

○ **新里武広村長**

自衛隊の活動については、去ったマラソン大会での地域支援というかたちの応援のあり方。あるいは自然災害時における災害支援についての応援のあり方については、お話はいろいろ聞かせてもらっているところがございます。それ以外のところは、今のところは話はあまりしていません。例えば先島とかだと、自衛隊の基地ですか、そんなのを造るとか、南北でいうと北大東のレーダー基地であるとか、そういった話は一切、今のところはございません。

○ **4番 金城渉議員**

これで多少は島の方々も安心するのかなと思います、今のお答えで。ちょっと一つ僕が気にしているのは、前島、以前、黙認演習地といますか、自衛隊が演習していましたよね。マスコミに叩かれて、今、中断している状況になっていると思うんですけども、自衛隊としては、やっぱり那覇空港近隣の演習場、練習場ほしいのが本音だと思うんですけど、それに関するアプローチは現在のところあるかないか、お願いします。

○ **新里武広村長**

前島の件については、これまでは訓練施設として使われていたということではありましたが、それについてはまだ踏み込んだ話はされておられません。ただ前島の方々からお話はいただいて、これまでは前島が訓練の場所として使われていたのという前島郷友会の方のお話はいくつか受けております。

○ **4番 金城渉議員**

今の質問ですけども、前島郷友会の方が、これまでは自衛隊の訓練で使われていたが、その後の言葉がほしいんですけども、今、村長、訓練として使われていたがで止まっていたんですけども、その後何を求めていたんですか、郷友会の方は。

○ **新里武広村長**

前島の方もちょっと考えが変わってきたかどうかはわかりませんが、自衛隊の方からも特にお話はないようですので、どういったかたちで地域といいますかね、貢献できるかなというお話はちらっと、お話があったりはするんですが、みた感じでのお話はされておられません。

○ **4番 金城渉議員**

ちょっと今僕の理解不足で、なかなか結論が飲み込めないんですけども、前島の郷友

会の方々が自衛隊の訓練再度使ってほしいということなんですか、それとももう止めているので、今後も使ってほしくないという意見だったのか、どちらですか。

○ 新里武広村長

使ってほしいとか、使ってほしくないとか、そういった話までは踏み込んでおりません。今のところは、はい。

○ 4番 金城渉議員

もう一度話しを戻します。前島郷友会の方々は、村長にですか、どういうお話をされたんですか。

○ 新里武広村長

コロナが明けて、年に1度前島郷友会の敬老会であったり、これは生年祝が、この時期にあるわけです。これが来週予定されて案内が来ているわけですがけれども、その席で大きく新聞に載ったものですから、どんなですかねとかたちでお話が出たりすることがありますけど、踏み込んだ話は実際はされていないということでございます。

○ 4番 金城渉議員

このどんなですかねが、聞きたいんですよ、どっちなのか。

○ 新里武広村長

訓練を誘致するとか、しないとか、そういった話もできておりません。これまでは使っていたんですけどね、ぐらいいで終わっております。

○ 4番 金城渉議員

ちょっと僕もどういう質問をしていいかわからないけど、戸惑っているんですけど、まあいいです。今後、自衛隊さんと先ほどの話に戻しますが、不発弾処理だとか急患移送でずっとおつきあい今後していくと思いますが、次にね、僕はちょっと個人的な予想なんですけれども、次は防災訓練かな、大規模な先月、伊平屋島でたぶん実施したと思うんですけども、そういう提案とか来てます？

○ 新里武広村長

この提案はきておりません。ただ私の方がちょっと情報収集が先にできていたものから、伊是名、伊平屋、あと山原地域ではそういった炊き出し、先ほど防災の質問があったときに、そういった炊き出しもされていますと、まず自助、共助、公助の面でこういった支援もできますというのは伊是名、伊平屋、国頭の首長の方からいただいておりますので、そういったことができるのかということで、ある意味では、これも一つの訓練の一環として、当然これは私だけの判断ではなくて、村民の理解をしてもらったうえで、やっていかなければいけないのかなと、自治体としてもやっぱり安心安全な島づくり、村民を守るためには、そういったことも必要だと私は認識しておりますので、備蓄倉庫については、3日分しかないですよと、それをどっかで公助の面で補われる必要があると、それは役場だけではどうにもならないと、そういったことを考えると自衛隊さんのお力も借りること

も大事なのかなというふうに思っているおります。最近でもありましたように黒島沖でのダイビング船が遭難したときにも、海上保安庁応援に行ったけど、海上保安庁だけではどうにもできないということで、航空自衛隊が急きょ応援に行って、全員救助できたというお話もありますので、そういったことからしても自衛隊が持っているノウハウを活用することも、とても大事なことではないのかなと、ただこれ私だけの判断ではできませんので、このへんはきちんと私たちの職員含め議会の皆さん等々ともいろいろ相談しながら決めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

端的に僕の理解を、村長のご説明の理解を端的に言うと、積極的に自衛隊さんの力を借りて、村の安全保障というか、災害からの対策を万全を期すると、そういう方向性を持っているということでご理解いいですか。

○ 新里武広村長

そういった防衛省といいますか、自衛隊のお力も必要になるのではないだろうかというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

わかりました。防衛省との今後の関わりのもうひとつの経済的な面でね、今は具体的に部隊というか現場での話だったんですけれども経済的な面で、国が新しく新設した沖縄振興特定事業推進費、一括交付金とは別で、国が直接地方に手を挙げたところに直接交付する交付金というか、出しているんですけれども、やっぱり防衛省は国ですよ、国の言うことを聞くところにやっぱり優先的にあげたいと、それは国の本音だと思います。県も県知事も懸念して、空飛ぶ交付金とかという皮肉も言っているけれども、国と仲良くするイコール今防衛省の部分ですけどね、その交付金の活用もしたいという村長の戦略というか、それも少し絡んでいますかね、今後の方針として。

○ 新里武広村長

その話についてはですね、まだちょっとそこまで具体的なお話はまだしたことがありません。ただ過去に、防衛省の予算を活用して、あれは確か漁協組合の製氷機であったりそういったのが整備できますよというお話で来られたときがありました。そのときは渡嘉敷村はお断りをして、この予算が先島に流れたと、あとでこの予算が使えるというのわかって再度お話をしたときには、もう予算が別の所に行きましたので、次ですよということもありましたので、今後は、当然、財政も厳しいですので、例えば水産庁の予算もなかなか取りづらいということもありますので、そういったお話がきちんとしたかたちで説明がされるようであれば、その活用もきちんとやっていく必要があるのかなというふうに思っております。当然、一般財源、私たちの議員もご存じのとおり、そんなに豊かではない、むしろ脆弱なほうですので、そういった財源の確保はしていかなければいけないというふうに考えておりますので、ひとつそういったお話があればですね、少し前向きに検討して

いく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

当然、村長としては、したたかな外交というか、それは必要だと思います。村長の能力だと思います。ただ私がこれ、防衛省絡みでうるさく言っているのは、彼らの本音もありますよね、それはもう、当然、村長、大人だから気づいていますよね。この島は、先ほどの答弁でも自決という悲惨な歴史がある。そこを上手いことバランスを取りながら経済的な支援ももちろん本音は欲しい。しかし自衛隊というひとつの大きな壁もありますよね、村内にはまだ。そこを今後どう村長として、この村の行政を導いていくのか、これ僕この1年、2年がたぶん非常に厳しい時期かなと思います。本音を言いますと、どっちにしても国の力にかなわないわけですよ、どっちにせよ。それを村民感情も無視するのではなくて、きちっと頭に入れながら防衛省に対しても国に対しても言うべきことは言って、この島はこういう状況がありましたと歴史がありますと、そこを上手にやっぱり対応していかないと、大きな過ち起こしかねないかなと、一つの歴史の1ページになりますから、この1、2年が新里村長の名前も残りますよ、歴史に。そのタイミングなので慎重に進めていただきたいなと思いますね、1番はこれで終わって。

2番、自衛隊のマラソン大会ボランティア参加について伺う。これ教育長、これ自衛隊の流れ、そのままですけれども、これ教育面での話なので教育長の方で、答弁お願いしているんですが、平和教育をうたって島外からの児童、成人も入れてね、受け入れをし、旧日本軍赤松隊の説明等交流の家に説明書置かれていますよね。その現場を説明しながら島外の方々に平和教育をパイオニアとして受けたわけですね。そのときに自衛隊は、旧日本軍を連想させるようなものではないかと、僕は感じるんですけども、当然、島のお年寄り達も、そこは連想するだろうと思います、ほとんどがね。そのへんの説明というか、要するに、今、島は村長がおっしゃったようにいろんな協力を得ています。それからはワンステップアップして、今はマラソン大会にも、もう自衛隊なしでは運用できないという状況になって、ボランティアとして大義はね、ボランティアとして参加してもらっていると、そのへんで矛盾は感じないのかなと思ってですね。これ平和教育部門に関してですよ。教育長どうのお考えなのか。

○ 金城満教育長

お答えします。教育委員会が実施している平和教育とですね、自衛隊が今回、去年もそうでしたけどボランティアで来ていただいて、地域貢献事業ということで来ていただいて、ボランティアでいろいろやっていただいたことに対して、矛盾というふうには、私は捉えておりません。それぞれ立場があるというふうに思っております。その中で、先ほど平和教育の中で、教育委員会は6月23日に慰霊の日に平和教育の一環で実施しております。渡嘉敷島平和学習会というのを開催しております毎年。この中であくまでも沖縄戦であった事実を、しっかりと後世に残して、そして平和というのはどういうものかと、皆さん平和

についてしっかり関心をずっと持ち続けてくださいという意味合いで、そして恒久平和を皆さんで願いましょうということで、その平和学習会の一環として現地に赴いております。その一つが赤松隊の本部壕という所へも行っております。それはしっかり事実がここに日本軍がここに壕を掘っていたんですよということで語り部の方がですね、講師の先生が参加していただいた方にしっかりと伝えるということの目的でやっております。もちろん集団自決跡地も村指定の史跡になっておりますけれども、そういうところにも赴いております。ですので教育委員会としては、その事業であくまでも恒久平和を訴えるということでやっておりますので、マラソンでボランティアに来た自衛隊が、この日本軍と少し、過去の歴史からいって考えるところが思う人もいるんじゃないかという質問についてはですね、それは当然、当時、戦争であった事実は事実として、そう思う方々がいらっしゃると思います。ですけれども教育委員会としては、それも含めて、その思いを平和に皆さん関心を持ってくださいよと、さっきも言いましたけれども、それを強く訴えるためにやっている事業でございますので、そこらへんはそれぞれの個人の思い、考えというのはしっかりと持っているものだと、私は認識しております。

もうひとつ、お年寄りの皆さんにですね、じゃあこういう連想させることをというのを、お話する機会は、私は教育委員会として、私個人もありませんでしたけれども、昨年ですね、村主催の慰霊祭の後に、お年寄りの皆さまが集まった催し物がございました。「平和を語るサロン」というものでしたけれども、その中で実際に体験した方から大変貴重な当時の集団自決の前夜含めてですね、お話を聞かせていただきました。私、大変このお話にですね、大変感慨深いものがありました。それは事実としてですね、凄惨な集団自決が起こったことがありましたので、これを改めて児童生徒を含めた全世代の皆さまに、平和について関心を持つ、無関心というのが一番だめだと思いますので、関心を持って平和学習をとおして恒久平和を今後も教育委員会としては訴えていきたいというふうに考えております。

○ 4番 金城渉議員

教育長、きれいな事にしか聞こえません。僕が言っているのは、悲惨な事実があったというのはわかっているわけでしょう。日本軍ですよ。お年寄りといろいろ話して、感慨深いものがあったとかね、言うけれども、あなたの叔父さんも歴史残しているでしょう。島にいるあなたですよ、甥っ子、身内、教育長になっているわけですよ。それをね、旧日本軍とボランティア参加の自衛隊とは全く別だと、はっきりあんた言えますか、それ、今言いましたよね、ちょっとね、今の答弁、想定外でした、よくもはっきり言えましたね。自衛隊と日本軍全く別だと、これも一回確認します、本音ですよ。

○ 金城満教育長

はい、今議員が別でというふうに捉えられているんですしたら申し訳ございません。私も別という意味合いではなくて、やっていることがそれぞれ違うという意味合いで言ったの

です。地域貢献活動と、そういった過去の悲惨な歴史があったというのは、今現在とちょっと違うニュアンスじゃないかなという意味合いで言いました。私ももちろん甥っ子で、私の集団自決でなくした親族としてとても悲しいですので、それについては私も自分の中で理解しているつもりですけども、先ほどボランティアの話をされたんで、それはもちろん私が決めたことでもないですし、そこに来ていただいたのは、やっぱりやったのに対してはボランティアですので、必要な部分なのかなという意味合いで言いましたので、議員がこの思いは違うんじゃないのというのは、私は過去にあったことについてはすごく悲しい歴史なので、私も生き残った私の父の私息子ですので、その思いは継いで心の中にあります。それを継いでいこうという意味合いで、僕は平和についてのお話をさせていただきました。

○ 4番 金城渉議員

全く矛盾だらけですよ、僕は本音を言いましょね、教育委員長として、この教育学習はね、対外的に僕はあなたは語れないと思います。そのトップであるべきじゃないと思っています。だったら自衛隊も出入りしていますよと、今の自衛隊は平和活動してますと、マラソン大会でボランティアで参加していますと、だから渡嘉敷村は石碑の赤松さんの碑の前ですよ、子どもたちの前で説明したらいいですよ。今の自衛隊は違いますよと、私はちゃんと受けていますと、だから日本軍と今説明した日本軍と、現在渡嘉敷でお世話になっている自衛隊と別ですよと、それも付け加えてほしいです。相手がどう取るかですよ、僕は常識で矛盾だらけだなと思います。どっちを取るかじゃないですか。僕は今の矛盾だらけの要するに嘘つきですよ、子どもに対して、都合の良いときは平和活動しています。平和学習の伝導師みたいな、そこのトップですとパイオニアですと言いながら、マラソン大会では、はい、自衛隊お願いします。そこ連想されませんかと聞いたら全く別ですよと、矛盾だらけじゃないですか。どっちか取ってくださいよ。平和学習を辞めるか、あその前で全く知らない子どもたちに真っ白な子どもたちに教えるのを辞めるか、もしくは自衛隊とこういうふうにお付き合いしていますと戦後、今現在。日本軍とは連想されなくてくださいと自衛隊すばらしいんですよと付け加えるか。場所と時間が変われば全く違う方向に向いてマラソン大会と自衛隊さん、あああって、ありがとうございました。日本軍の悲惨な前では、一切話を出さない自衛隊の話、それこそ嘘つきじゃあないですか。子どもの前でね、そんなことよく言えますね、どう思います。

○ 金城満教育長

議員のご指摘を真摯に受けまして教育委員会としては、私、教育長、教育委員会のトップとしては、平和教育は絶対継続しなければいけません。ということでこれを私は訴えていきたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

今の渡嘉敷村の自衛隊とのお付き合いもきちっと付け加えてください。相手がどうとる

かです。善し悪しを、僕が判断するものではないですよ、ちゃんと現状を今現状、変わってきていますと当時日本軍はこうでしたと悲惨なことしましたと、今の自衛隊はこのように友好活動していますと、渡嘉敷村はちゃんとお付き合いしていますと、そこもちゃんと付け加えてくださいよ。相手がどう取るかですよ。とにかく正直に伝えてください、現状まで、それをお願いしたいと思います。2番は以上です。

3番、村長のほうへ、役場内の職員間コミュニケーションを伺う。①各職員のモチベーションの低さを感じますが、村長は人事評価等で適材適所の配置や、個々の職員が村長に前向きな意見を言える職場環境でしょうか。お願いします。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。職場環境かということですが、各課課長を中心に連携を取っているものと思います。というのは月に1度ですね、課内会議や人事評価の面接などを活用し、事務分掌の見直しなども行っており、役場内の職員間のコミュニケーションは取れていると思います。これ金城議員、職員間、私でいいですか。ちょっと捉え方が職員間のイメージで取っていたもんですから。オーケーです、はい。取れていると思います。その中で、月に1度の課内会議等を行っておりますので、当然そういった課内の問題等については、課長を通して、私の方へ報告が来るようなかたちを取っております。ですので直接的には職員が私のところにああだこうだということは、もしかして少ないかもしれませんが、課長を通して私の耳にはいろいろお話はきているところでございます。ただ職員にもですね、いろいろ意見を述べてくる職員も結構いますので、そういった意見は、私の方でもきちんと理解したうえで、いろいろ対応させている状況でございます。

○ 4番 金城涉議員

それでは職員の考課表とかで特徴やその特技は出てくると思うんで、それを有効的に適材適所に配置して、もうひとつはですね、村長、やっぱりこれは僕個人的な感覚ですけども役場は非常におどおどしている感じしますよ、役場の職員が。僕に対してだけなのかわかんけど、役場、入るとみんなが下向くんですよ。いろいろ意見もあるだろうし、公益通報システムだとか、やっぱり悪い言葉で言うところちくりかな、今そういうふうにこれも法的に保護される、要するに内部通報システム、法整備されている、そういうのを具現化して対応できるように、システム化しないと役場内も、今画面でたぶん1階の職員たちも見ていると思うんですけども、ここで村長は約束してほしいんですけど、まずは公益通報システムというのかな、どんどん提案してほしいという、これはあくまでも村長の足を引っ張ってという意味じゃないですよ。行政、役場内の改善という意味ですよ。労働環境改善、そういう不満をもっている職員の意見も吸い上げるぐらいの村長、器を持ってほしいんですよ。皆さん見ているはずだから画面で、この場で村長はオープンですよと、皆さんの意見に耳を傾けていますよと、それをお約束してほしいんですけど、どうでしょうか、村長。

○ 新里武広村長

アドバイスありがとうございます。当然、私だけが仕事しているわけではなくて、課長をはじめ、その部下が一生懸命地域のために頑張っておられます。その職員のために当然職員が働きやすい環境づくりは私の使命でもございます。今でも年に1回ないし2回はアンケート等を取って異動希望であったり、その中にはいろいろ理由、職場に対してのいろいろ書いてもらったりしております。それをきちっと分析して、きちんとその職員の意見もきちんと反映できるように職場環境といいますか、意見を言える環境づくりに力を注いでいきたいというふうに思っております。そうすることによって、これから行政運営はきちんとできるのかなというふうに思っております。ただ職員の中にも職員室叩いて入って来られる職員、あるいは自身なさそうに入ってくる職員もいますので、いろいろ職員にはいろいろなタイプがあると思いますので、その一人ひとりをできるだけ耳を傾けられるように、私の方も努力して環境づくりをやりたいというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

ぜひ職場環境の改善というか、皆さんの持っている能力を1%でも2%でもアップして出せるように、そこはやっぱりここにいらっしゃる執行部、課長以上かな、力量にもよると思います。個々の能率というか生産性を上げると1人2人欠員でもカバーできるんですよ。僕ら会社経営していてそうなんです。後ろ向きの職員が10人いても前向きの職員が5名いたら、ずっと効率上がるんですよ、それはトップの力ですね。そこはかなり村長も答弁にも慣れてきて非常に貫禄もでてきたんで、あとは職場内容、そこにいろいろ人のアドバイスも聞きながら改善していってもらえれば、すばらしい渡嘉敷村役場になるかと思っています。これは僕らも議員としてバックアップしたいなと思っていますので、なるべく職員の声を吸い上げて頑張りたいと思っています。はい、以上です。

じゃあ4番、住宅問題を伺う。① 以前にも質問しておりますが、子供議会でも上がっております。職員住宅しか建てていませんが、なぜ多用途住宅で建てないのでしょうか。はいどうぞ。

○ 當山清彦議長

新里武広村長、残り20分です。

○ 新里武広村長

急いで答弁いたします。議員の質問にお答えいたします。なぜ多用途住宅を建てないのでしょうかということですが、先の施政方針でも去年もお話しました。何とか多用途住宅、職種に関係ない方が入れるような多用途住宅が造れないものかということで、これは内閣府の離島活性化事業補助金を活用して、去年も今年度令和6年度も少し動いておりますけど、なかなか採択まではいかなかったということですが、しかしながら離島の抱える問題、特に渡名喜の問題が大きく出ましたけど、渡嘉敷も同じなんですよということから少し進展していかないものかというふうに今考えております。この多用途

住宅が、今はなぜできないか、職員住宅は建てているのということではあるんですが、まだハード事業及びソフト事業においては、財源の問題が一番大きいということでございます。補助事業であれば一般財源が少なく地方債だったり国庫等補助金の割合が大きく財源構成となっております。しかし単独事業となると一般財源の割合が多く村財政に影響をかなり与えるということで、予算編成は一般財源をどの事業にどのぐらい充当するかが、考えていかなければならないということでございます。よって補助事業をいかに引っ張ってこれるか、いかに採択させるかが一番大きなポイントだと思っております。

○ 4番 金城渉議員

一つ質問させてほしいんですけども、公金を使ってももちろん補助金を使って建てないといけないというのはわかります。懐事情ね、渡嘉敷の貧弱な財政事情で、職員住宅と多用途住宅の適応の補助金のカテゴリーね、一緒じゃないですか、ですよ。村長の答弁ではあたかも職員住宅に補助金制度が充実していて、多用途住宅にはないから自主財源でというふうに説明されていますけれども、どっちに手を上げるかですよ。職員住宅のほうが豊富な交付金ではないですよ、両方一緒ですよ。はい、どうぞ。

○ 新里武広村長

この職員住宅なんですが、有資格者住宅については補助金は付けやすいと、結局は子育て支援のための保育士、幼稚園教諭あと医療介護等における看護師、介護士等の確保のための住宅は意外に採択されやすかったということでございます。しかしながら多用途住宅、一般の住民が入ったりとかですね、そういった方については、ちょっとハードルが高いのかなということございました。

○ 4番 金城渉議員

これ村長たぶん根拠、今もう少し突っ込んだら根拠出せないと思いますよ。僕、内閣府の地方創生推進室というところにいろいろ問い合わせして聞いたんです。全国でね、移住・定住施策の優良事業例というのがあがっているんですよ。その中で全国の市町村で、今言った多用途住宅問題の交付金出して成功した例ですよ、6か所電話で問い合わせしたんですよ。この内閣府が出している優良事業例の市町村にね。渡嘉敷村は、村長、前回議会答弁でおっしゃったように、行政職を優先的に採用しないと行政回らない、だから行政ファーストというふうに議会でおっしゃっていました。それなので職員住宅のカテゴリーで、先に造っていると。こういうことを言ったら6か所ともびっくりしていましたよ。僕は住民ファーストで住民でも誰でも入れるような住宅を造ってほしいんですけどねと、6か所ともびっくりしていました。両方、村長おっしゃっていたの逆ですよ。多用途住宅のほうが交付申請しやすいと言っているんです。当然ですよ、多用途だから窓口が広いわけですよ。一般住民も入れるし、役場職員も入れるわけですよ。当然そこを先に使うでしょうと交付金、6か所中6か所同じこと言われたんですよ。これ時間ないから追求してもしかたないんだけど、そういう事実です全国的に。なので村長がおっしゃっている総務

課長もこれおっしゃっていましたが、多用途住宅と職員住宅の交付金申請はたぶんほとんど同じハードルですよ。今、村長の答弁はちょっと間違っている。だったら多用途住宅を造ったほうがいいわけですよ。行政としてはそのへん今後どうお考えですか。

○ **新里武広村長**

この多用途住宅は、私はもう昨年からお話をしております。多用途住宅のほうが議員もご存じのとおりいろんな方が入れるんだということでありましたので、そういった言葉をつくってある程度の設計図といいますか、青図は作って担当の方には渡してあります。それを元に、令和6年度離島活性費補助金等のヒアリングにおいて、これを元に予算の交渉等々もやってくれということで指示しております。これは止まっているわけでもなくて進めているところでございます。そのために多用途住宅が造れるようにまずは予算を引っ張ってきても前回ありましたけど、予算を引っ張ってきたが、急きょ造る場所がなくて、あわてて土地を確保したというのもありました。そういった反省を踏まえたうえで、今現在購入できる土地についても、購入してそういった予算が付いた時点で、直ぐ手がけていこうということでございます。ですので多用途住宅、今回の施政方針も書いてありますけど、前向きに進めていくということでございます。

○ **4番 金城渉議員**

じゃあ今の村長の確認ですよ、今後造っていくのは多用途住宅ですよ、もう職員専用住宅はもう終わりね。これでいいですか、答えは。今確認ですけど、いいですか、要するに今後は令和7年度以降は多用途住宅を造っていくと、職員専用に縛りのつけた住宅はもう終わりというお考えでいいですか。

○ **當山清彦議長**

休憩いたします。

再開いたします。

○ **新里武広村長**

これから職員も今だいぶ村外の方が多いです。多用途住宅を造ることによって職員も入れると一般の住民も移住、定住の方も入れると、そういったのが使い勝手が良いのかなと思っておりますので、それに向けて進めていきたいなというふうに思っております。

○ **4番 金城渉議員**

じゃあ、その方針で頑張ってください。住民の方々もたぶん今のお答えで大変喜んでいられると思います。

2番、何年も賃料を払い続けて寝かした土地があるにも関わらず、今年度予算に無い案件を臨時議会を開き補正予算を組んで渡嘉敷区内において個人から土地を購入しておりますが、どのような計画が上がっているのでしょうか。建築単価が合わず入札流れが続いている現状で矛盾してませんか。たぶん今この答えさっきたぶん触れたと思いますけれども。

○ 新里武広村長

渡嘉敷村においては住宅等を造るときにまず土地がなかったと、これは私の時代ではなくてかなり前の村長の時代から、例えばさっき言いました公園用地であったり、教員住宅用地であったり、加工場用地であったり、職員等住宅用地であったり移住、定住者向けの住宅用地という土地がありませんでした。ですので先に土地の購入、土地を確保することが次に繋がっていくだろうということで、これタイミングもあると思います。これまで売らないよという土地、地権者の方がちょっとご相談を行ったら、そのタイミング今だったら役場のほうに譲ってもいいよということもありましたので、このタイミングを逃してはいけないということで、直ぐ動いて土地を購入したということです。土地を購入することによって、次の計画が建てやすいのかなと思っておりますので、そういうことをごさいます。

○ 4番 金城渉議員

はい、わかりました。③にいきます。以前に阿波連区の村有地の件を上げましたが、その後どうなりましたか。

○ 新里武広村長

阿波連のその土地はとても大事な土地かなと、特に渡嘉敷はいくつか土地を確保することができました。阿波連については、土地がなかなか、村有地があっても誰かが借りているということもあって、その土地については、まだいろいろ問題があって進捗はしていない状況だということをごさいます。要するに、ここは私たちの土地だということでもいろいろ説明はしてはいるんですけども、情報公開等に基づいて資料等の提供をしていて、その後の回答がまだもらえていないということでも進捗はみえていないということをごさいます。

○ 4番 金城渉議員

この質問は同じこと繰り返してますけども、その後、村長は顧問弁護士がいるので法的に相談しますと、で議会を終えたんですよ。これ去年の9月だったかな、11月に、僕、担当課長に、その後どうなったのと山城課長ね、僕行きましたよね、その件どうですか、11月に。で自分が判断できないので、村長にお伺いを立てて答えを出しますと。それから何の返答もないんですよ、覚えています？ 覚えていませんか。ここにいる皆さん聞いていますよね、村長あそのとき顧問弁護士いるんで、法的な相談をしに行きますと9月にね。その後11月に僕行きましたよね、担当者に。担当の方もあれは大城君かな？ 交えて、その後どうなっていますかと。全く同じこと繰り返してますよ、前進していない、前進させましょうよ。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおり顧問弁護士といろいろ相談して前に進めていくということで、その前の段階で、この関係書類を見せてくださいということで書類を閲覧させております。

あるいは資料等もあげて、その後相手の方から特にお話がなくて、今止まっているということでございます。

○ 4番 金城渉議員

止めちゃだめですよ。村有地なんだから公的に登記簿を持っているんでしょう？ 村のもですよ。今更、自分のものと手を挙げてどうこうする交渉する余地は全くないですよ。そこを法的に説明するために顧問弁護士と相談するっておっしゃったんじゃないですか。法的な説明を顧問弁護士から教わって、若しくはこの弁護士から説明してもらってということですよ。これから相談するなんて、何百年も前の話じゃないし、もう登記はされているわけだから、渡嘉敷村に。こんな簡単なことも、今から議論してもちょっと村長、再度お願いします。

○ 新里武広村長

再度これまでの記録簿等を確認して進めていきたいというふうに思っております。直ぐ答えが出せるかどうかは、今この場では申し上げませんが、進めていけるように努力してまいります。

○ 4番 金城渉議員

再度確認しますよ、登記されているんだから登記簿で登記者のもんなんですよ。それをああだこうだと言ってきたら顧問弁護士に相談して、法的にはこういうことですよと、説明するだけなんですよ。今から誰のもんと争うことじゃないですよ。登記されている土地それを法的に説明していただくために顧問弁護士なんですよ。それだけのご理解くださいね、村長ね。はい、以上です、ありがとうございます。

○ 當山清彦議長

これで4番金城渉議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第7、報告第1号、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から報告を求めます。

○ 新里武広村長

よろしく申し上げます。

報告第1号

令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これで報告を終わります。

日程第8、報告第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書（令和5年度実績）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

報告第2号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
に関する結果報告書（令和5年度実績）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により別添のとおり報告する。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

この件については、今年度がはじめて議会に報告というかたちになっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑にはいります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

今村長の方からこれまではなかったということだったんですが、法的の規定にもあるということなので、これから今後継続してやっていけるということですか。

○ 新里武広村長

本来のかたちは議会に報告するというございでしたが、事務局の方として議員の皆さまには報告書はいつているということはございしますが、この教育の執行点検評価の結果報告は議会に残されておりますので、今後ともこのようなかたちで報告したいというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

今回ですね、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書というふうに村長からあったんですが、これ見たらですね、ただの丸写しじゃないかと、私は思っているんですよ。6ページ見てください名前、令和6年度に作ったのをそのまま丸写しであげてきたんじゃないかと思うんですが、そのへんどのようにお考えですか。

○ 新里武広村長

日付がですね、令和6年9月13日にはなっておりますが、5年度の実績を翌年度に報告するというので、この3月31日までに報告をするということでございます。そのときの点検者においては、前教育長であります宮平昌治さんをお願いして、この報告書を作成したということでございます。本来ですと決算報告のときに、この報告ができれば一番良かったのかなというふうに思っておりますので、この件については教育委員会と今調整しております。次年度からは9月の決算報告の時に、報告ができればなというふうに思っております。

○ 2番 座間味満議員

村長これですね、今私が言ったからお願いしたというふうなあれなんです、やる前にちゃんとした説明ですよ。これを作った経緯と宮平昌治さんをお願いしたというふうな経緯というのを前もって言ってくれたら良かったんですよ。言っている意味わかります？ これ見たら、ただ宮平昌治さんが当時作ったのを、そのままあげてきたのかなとしか、私は理解していませんけど。

○ 新里武広村長

宮平昌治さんのお名前はですね、ページ1ページにありますように、ページ1ページの3有識者の知見活用ということに基づいて、宮平昌治さんをお願いしたということでございます。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これで報告を終わります。

日程第9、議案第8号、渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第8号

渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき渡嘉敷辺地に係る総合整備計画を変更したいので、議会の議決を求める。

提案理由

辺地に係る総合整備計画を定めることについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を必要とする。

別紙に渡嘉敷辺地に係る総合整備計画書第一次変更があります。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び沖縄県内市町村の職員の給与の状況等を考慮し、村職員の給与を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第10号

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに人事院勧告及び沖縄県内市町村の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、会計年度任用職員の給与を改める必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第11号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

議会の議員の期末手当については県内町村の議会議員との均衡を考慮し、改正するもの

である。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

挙手3名であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第12号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

期末手当の支給割合を改定する沖縄県の特別職及び沖縄県内の市町村の特別職との均衡を考慮し、村長等の期末手当の支給割合を引き上げる必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

挙手3名であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

議案第13号

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)について

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)

令和6年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千271万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3千658万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の廃止及び変更は「第2表地方債補正」による。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 4番 金城渉議員

15ページ、寄付金、6の企業版のふるさと応援金、この間の沖銀のグループからの寄付金の400万ですかね。はい、わかりました、以上です。答え、じゃあ。

○ 新里武広村長

はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城渉議員

43ページ商工費、節で28番の観光推進事業補助金1千513万。

○ 當山清彦議長

金城議員、すみません、質問では款項目までです。

休憩いたします。

再開いたします。

お諮りします。会議時間を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開いたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

(延会 午後5時10分)

令和 7 年

第 2 回 渡嘉敷村議会定例会

第 2 日 目

3 月 6 日

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会は
令和7年3月6日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期6日間
2日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員6名

会議録署名議員 5番 新垣一史議員 1番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	山 城 淳
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	尾 崎 憲 男
教 育 長	金 城 満	民 生 課 長	新 垣 立 徳
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	玉 城 広 喜
会 計 課 長	小 嶺 国 士		

終了：3月6日(木曜日)午前11時50分

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和7年3月6日（木）午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第2号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2	議案第14号	令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について
第3	議案第15号	令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
第4	議案第16号	令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
第5	議案第17号	令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号）について
第6	議案第18号	令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第5号）について
第7	議案第19号	令和7年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
第8	議案第20号	令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
第9	議案第21号	令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
第10	議案第22号	令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
第11	議案第23号	令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について
第12	議案第24号	令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について
第13	発議第1号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 （刑法関連）について
第14	発議第2号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 （番号利用法関連）について
第15	発議第3号	日米地位協定の見直しに関する要望決議について
第16	発議第4号	沖縄の離島振興に関する要望決議について
第17		議員派遣の件について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番新垣一史議員、1番與那嶺雅晴議員を指名します。

日程第2、議案第14号、令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議会2日目でございます。ひとつよろしく願いいたします。

議案第14号

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千521万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億556万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

○ 5番 新垣一史議員

5ページ、営業収益、1目の運行収益の説明をお願いします。

○ 玉城広喜船舶課長

運行収益、旅客運賃についてはですね、フェリー、高速船普通運賃は2千600万円の増額です。そして島割運賃のほうが少し減収となっております。自動車航送運賃についても820万円の減、それから貨物運賃については190万円の増、クジラウォッチングは105万円の増となっております。このクジラウォッチングについてはこの後遊・YOU塾という団体が3回入ってきますので、そのウォッチングを予定していますので増額補正をしております。

○ 5番 新垣一史議員

旅客運賃のほうは上がっていると思うんですけど、自動車航送運賃のほうは820万円下がっている要因というのは何ですか。

○ 玉城広喜船舶課長

当初予算につきましては前年度の実績で予算組みをいたします。今年度分析したところ、公共工事の減に伴って、この自動車航送運賃が減になるという分析をしております。

○ 5番 新垣一史議員

次ですね、7ページ船舶運送事業の8目の説明をお願いします。

○ 玉城広喜船舶課長

8目の3千万円の減については、フェリー、それから高速船の修繕費、ドック費用の減に伴う3千万円の減としております。当初見積もりをもらっていたものを検討した結果、落とす費目も出てきましたので、3千万円の減が発生したということになります。

○ 5番 新垣一史議員

前年度実績ではなくて見積もりから算出して3千万円削れたということですか。

○ 玉城広喜船舶課長

当初予算を組むときにドック費用に関しては造船所に見積もりをいただいて予算計上しております。

○ 5番 新垣一史議員

一番大きかったのは、金額3千万円と大きいんですけど、一番大きい削れた要因というのはなんですか。

○ 玉城広喜船舶課長

一番大きいというか、非常に細かい機関部の部品がたくさんありますので、トータルするとこの金額になっているということもあります。あと一つは物価高騰でだいぶ修繕費のほうが高騰上がってましたので、部品一つの単価もだいぶ上がっていますので、それを積算していくと3千万円になったということです。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城渉議員

1ページの歳入のほうの船舶運送事業、6千500万円の減額になってはいますが、質問のほうこれでいいのかな。減額になっている部分に関してですけど、6千500万円ね、村長はずっと高速船燃料セーブということで、経費節約ということで、減速運転ということはずっと一貫して主張していますけれども、これだけ余裕があったら本来の高速船の姿に戻すべきじゃないかと思うんですけども、ご見解をお願いします。

○ 新里武広村長

ただいまの質問ではありますが、今予算の審議をしておりますので、収入の分減額については担当課のほうから説明させたいと思います。

○ 玉城広喜船舶課長

予算の1ページでしたね、船舶運送事業費の減ということですが、これの細かい細目で見ますと、5ページのほうになります。先ほども申し上げましたが自動車航送運賃、これも減収。それから6ページのほうの雑費、貨物伝票、すみません6ページは費用ですね、歳出ですね。失礼しました。歳出のほうで減額が生じておりますので、修繕費の3千円、これが大きな要因かと思えます。それから8ページの予備費の6千300万円を減にしておりますので、歳入も併せて減にしているということになります。

○ 4番 金城渉議員

僕が質問した趣旨とはちょっと違うんですけども、予算の審議だから予算の詳細を説明してくれという村長の指示で課長が答えたけれども、どうなのでしょう、議会というのはその予算に対して数字の足し算引き算だけの説明じゃなくて、具体的にこれだけ減ってるから村民のためにこれだけつかいましょうとか、そういう質問をするのが議会かと僕は思いますけれども、数字の足し算引き算だけを答えるだけが議会の答弁でしょうか。

村長、私の最初の質問は、これだけ努力して予算を補正組んで返納するぐらい予算は余っているのに、本来の高速船の姿、35分で走るという前提で造った船、村長は一貫して燃料費高騰のため燃料費を削減しながら減速運転するというのを貫いていますけれども、これだけ予算が余っているのであれば、そのお答えはちょっと村民に説明するべきじゃないでしょうか。僕は議員として、ここで村民の声を代弁しているつもりなんですけれども。

要するに、繰り返しますよ。予算が余っているので、高速船は本来の姿を消して燃料費をセーブしながら減速運転していると。予算余っているんだから元に戻しましょうよ。この予算というのは皆さんが最初に去年組んだ金額ですから、これだけつかいますよ。燃料費も充てて、高速船の本来の姿、35分で走れる船に戻して運航するのが私は村民のためだと思いますが、村長ご見解をお願いします。

○ 新里武広村長

ただいま予算審議ですので、その件については回答を差し控えますが、全体としては航路事業については経費の節減ということを今年度の初めにお話しております。それを今実

施しているところですので、ご理解を願いたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

今年度の予算は減額して組んでいます？ 来年の今頃はこんな補正なんかこんなに出ませんよね。私が質問しているのは、このお金が財源がどこに回って、どうつかわれているかを村民に説明するのが私たちの義務だと思っています。詳細足し算引き算は後で見せればいいわけですよ。本来つかうべきところにつかわずに、予算を減額している、減額努力しているというのは本末転倒じゃないかということを行っているんですよ。本来つかうべきということは、本来の高速船が35分で走れるという前提に、大義に戻すということです。それが本来の行政の業務だし義務だと思っています。お願いします。

○ 新里武広村長

航路事業の運営については、経費節減ということを常に述べておりますので、スピードを落とすとか、そういうことは考えておりません。そのまま令和6年度施政方針でも述べたとおり進めてまいります。特にまた今年については重油軽油等の燃料も上がっております。今回1千500万円のA重油の補正もしてあります。そういうことを勘案して高速船の問題だけではなく、航路全体の問題で捉えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成4名、挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号、令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第15号

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千582万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号、令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第16号

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和6年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号、令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第17号

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号）について

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和6年度渡嘉敷村簡易水道事業会計の補正予算（第6号）は、第2条から第3条に定めるところによる。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 座間味満議員

ちょっとお聞きしますけど、補正予算で補正予定額360万円とあるんですが、失礼しました。補正予算で360万円入れています、これは予定額というふうにならうたっているんですが、あくまでも予定で360万円は消化しないという、ただ飾りで置いているのか、そのへんお聞きします。

○ 山城淳観光産業課長

これは表現の話になるかと思えますけれど、一応予定額ということなんですけれど補正額ということで考えてよろしいかと思えます。

○ 2番 座間味満議員

じゃあこれ予定額と入れないで補正額で入れたらどうなんですか。これは県の企業局の指導なんですか。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 山城淳観光産業課長

この補正予算額というのは、様式等での表現のためこういうかたちになっております。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号、令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第18号

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算(第5号)について

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度渡嘉敷村下水道事業会計の補正予算（第5号）は、第2条に定めるところによる。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号、令和7年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第19号

令和7年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村一般会計予算

令和7年度渡嘉敷村一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億2千419万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

まず伺いたいのは、28ページの繰入金、財政調整基金繰入金のほうの、今数字が分かれば今年度予算を充てたあとの残と、あと去年に比べると予算総額自体は4千600万円ぐらい下がっているんですけど、繰入金は5千万円増えているんですけど、その主な要因を教えてください。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 神里敏明副村長

お答えいたします。昨年度と今年度の大幅な違いからいいますと、補助事業、起債事業等が今回は少ないと。歳入でそういった補助金等起債が減った分、一般財源になります財政調整交付金を運用しての予算計上というふうになっております。

○ 5番 新垣一史議員

今の質問で副村長の答弁で一般財源の持ち出しが大きいというので付随して聞きたいのが、95ページの住宅建設費ですね、2億100万、約200万円が入っています。一般財源のほうの主なあれを占めていると思うんですけども、こちらの説明をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 新里武広村長

本来ですね、住宅建設費一括交付金が活用されてはいるんですが、8割通常考えるんで

すが、この住宅費については、沖縄県全体の配分がありまして、その県の住宅課に対する配分が相当低いんです。その低いわりにさらに市町村の配分というのは30%ぐらいしかなくてですね。その残りの70%余りは村の一般財源起債等で補うというかたちになっております。そのため村の持ち出しが大きくなるということでございます。

○ 5番 新垣一史議員

これは一括交付金を充てることはできなかったんですか。

○ 新里武広村長

沖縄県の一括交付金等を使つての住宅建設にはなるんですけども、元々の配分が低いんです。総事業費に対して8割貰えればいいんですが、それよりずっと下回るという配分になっております。それを住宅を建築しようとする市町村が数多くあれば、それが割り振られて相当低い額になるということでございます。この件についてはですね、沖縄県の住宅課の方にも問い合わせいたしまして、各自治体が手を挙げると配分が下がるものですから、優先順位を考慮したうえで配分してくれないかということで要望等はしております。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城涉議員

88ページの商工費、観光振興費の、ちょっと議長これ、いまだに理解できなくて、説明のほうまでたどり着きたいんだけど。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城涉議員

はい、88ページの観光振興費お願いします。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 山城淳観光産業課長

はい、お答えいたします。渡嘉敷村観光誘客事業受入委託業務となります。これは毎年プロポーザルで1社へ受託がされている事業となります。

○ 4番 金城涉議員

一般的に村民から見るとJTBさんが1社で受けている事業で約10年近く継続していますかね。その中で事業を村長にお伺いしますけれども、これはPDCA、村長非常に重要視している事業評価取っていますか？ 毎年、どうぞ。

○ 新里武広村長

実績を含む等もありますので、そういったのはちゃんと取って提出してもらっております。

○ 4番 金城渉議員

村長、僕が聞いているのは、事業評価をしていますかということです。実績報告は当たり前です。お金払っているから詳細を出すのは。

○ 新里武広村長

実績評価を基にちゃんと確認はしておりますので、以上です。

(「休憩」の声あり)

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号、令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第20号

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計予算

令和7年度渡嘉敷村航路事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億8千829万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

8、9ページですね、雑費のほうで、こちらも雑費の説明をお願いします。

○ 玉城広喜船舶課長

雑費の内訳といたしまして、船舶電話それからファックスそれからデータカードの通信料、フェリーライナー高速船それぞれですね、これからWi-Fiの利用料、携帯電話利用料ということになっております。

9ページになりますが、委託料のほうですね、フェリーそれから高速船のごみの搬出委託料、それから船舶維持管理支援業務委託料、あとはWi-Fi機器の委託料ということになっております。その他としまして、船内の清掃費、陸上電力、それからパソコンリース料とかが含まれております。

○ 4番 金城涉議員

3番の船舶維持管理支援業務委託料、これの質問も今ここでできるんですか。説明の部分になるけど、これの説明はできない？ じゃあ3番の船舶維持管理支援業務委託料の説明をお願いします。

○ 玉城広喜船舶課長

業務内容としまして、フェリーと高速船の2隻、訪船による定期現状の調査それから検査、修理、工事等聞き取り、打ち合わせ、それから中間検査、定期検査と仕様書作成調整、見積書の収集、調整業務及び事業者への提出、保険工事、中間検査、定期検査、立ち会い、それから運航再開後の状況確認、不具合等の生じた場合の対応という一連の業務を主に行っております。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○ 4番 金城涉議員

委託先が離島海運振興株式会社、今、業務内容を説明してもらったんですけど、このP D C Fでした？ 事業評価取っています？ 今質問3回目だからもう終わりよね、あと休憩で繋ぐのかな。じゃあ取り敢えず、今お答えしてもらって。

○ 玉城広喜船舶課長

P D C Aで評価する業務ではございませんので、それはいただいております。業務内容については、毎月1回、支援業務の報告書をいただいているということになります。

○ 當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

挙手4名で挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号、令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についての議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第21号

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計予算

令和7年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9千701万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第22号、令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第22号

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ756万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400万円と定める。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第23号、令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第23号

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計予算

第1条 令和7年度渡嘉敷村簡易水道事業会計の予算は第2条から第9条に定めるところによる。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号、令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第24号

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計予算

第1条 令和7年度渡嘉敷村下水道事業会計の予算は第2条から第8条に定めるところによる。

令和7年3月5日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第1号、渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(刑法関連)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

発議第1号

渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例(刑法関連)について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月5日提出

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺 雅晴

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、「懲役」が廃止され「拘禁刑」が創設されることに伴い、用語を使用する規定の整備及び所用の経過措置を定める必要があるため、この案を提出する。

ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第2号、渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(番号利用法関連)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 2番 座間味満議員

発議第2号

渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例（番号利用法関連）について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

令和7年3月5日提出

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

賛成者 渡嘉敷村議会議員 玉城 保弘

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備等を行う必要があるため、この案を提出する。

別紙のとおりとなっておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第3号、日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 新垣一史議員

発議第3号

令和7年3月5日

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 新垣 一史

賛成者 渡嘉敷村議会議員 金城 涉

日米地位協定の見直しに関する要望決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に130施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後80年を経た今日においてもなお後を絶たず、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質な性的暴行事件の多発は、極めて遺憾なことで激しい怒りを禁じ得ないところであり、また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（P F A S）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、64年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

令和7年3月5日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣
環境大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上、ご審議をお願いします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第4号、沖縄の離島振興に関する要望決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 4番 金城渉議員

発議第4号

令和7年3月5日

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 金城 渉

賛成者 渡嘉敷村議会議員 玉城 保弘

沖縄の離島振興に関する要望決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

沖縄の離島振興に関する要望決議

沖縄の離島振興については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により、離島住民の交通・生活コストの低減や観光リゾート産業の振興が図られるなど、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善しておりません。

つきましては、沖縄県内離島の更なる振興発展を図るために、下記事項の実現方について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

- 1 離島医療・保健の充実強化について
- 2 離島航空路線の運賃の低減並びに離島空路整備法(仮称)の制定について
- 3 台風災害による支援策について
- 4 海岸漂着ゴミ処理対策及び廃棄物海上輸送への補助について
- 5 道路・港湾・空港の整備促進について
- 6 伊是名島・伊平屋島間架橋の整備促進について
- 7 日台漁業取り決めの抜本的見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化について
- 8 離島航路維持のための補助制度の創設について

以上、決議する。

令和7年3月5日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県議会議長
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣については、お手元にお配りしたとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件について別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって議員派遣については別紙のとおり決定しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会において議決された
事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件条項、字句、数字、
その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号1番）